

第3次浜松市行財政改革推進審議会 第5回審議会 会議録

日時	平成22年7月31日(土) 9:00~12:05
会場	浜松商工会議所 マイカホール
出席者	御室健一郎会長、山本佳英会長代行、山崎勝康委員、山本和夫委員、井出あゆみ委員、岩田礼司委員、川上貴久委員、鈴木勇人委員
欠席者	遠藤正己委員
傍聴者	102名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、NHK、静岡放送、テレビ静岡、浜松ケーブルテレビ
浜松市及び市関係者	飯田副市長、山崎副市長、清田企画部長、古橋総務部長、鈴木財務部長、徳増健康医療部長、山田環境部長、鈴木医療公社理事長
事務局	長田事務局長、上久保次長、高橋、内山、鈴木、名波、波多野

会議の概要

1. 第3次第5回の審議会で、御室会長が議長となって会議を進行した。
2. 医療センターを地方独立行政法人へ移行する方針を変更し、引き続き、指定管理者制度による経営を継続するとの発表を受け、御室会長から、急遽、審議事項に追加することを説明した。
3. 医療公社の経営健全化について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行なった。
4. 資産経営について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行なった。
5. ごみ処理事業について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行なった。

会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
 - (1)医療公社の経営健全化について
 - (2)資産経営について
 - (3)ごみ処理事業について
4. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第3次行財政改革推進審議会の第5回審議会を執り行ないます。本日は遠藤委員が所用によりご欠席ですので、委員8名様の出席により開催をさせていただきます。本日は、資産経営の推進とごみ処理事業の二点の審議を予定しておりましたが、医療公社の経営健全化につきまして追加させていただき、本日は三点につきまして審議をさせていただきます。これより議事の進行は御室会長が議長となり議事運営を行なっていただきます。それでは会長、よろしく申し上げます。

2 会長あいさつ

御室会長

皆さま、おはようございます。それでは、第3次浜松市行財政改革推進審議会、第5回審議会を開会したいと思います。よろしく申し上げます。まず、私のほうから審議に入る前に、先日市議会の議員定数削減の新聞報道がございました。これについて、少し感想を述べたいと思っております。

この議員定数削減は、第2次の行革審におきまして究極の行革といたしまして意見書で提出、見直しを求めたところでありまして、今回議員の皆さまから自ら身を削るという決断をしたということに対して、行革審としては敬意を払いたいと思っております。ただ、これにとどまらず、行政区の廃止または削減という課題に対しましても、ぜひ議員の皆さまと行政が協力をして取り組んでいって、全国をリードする、地方自治体をリードするような形でご決断いただければと期待しております。

3 議 事

(1) 医療公社の経営健全化について

御室会長

それでは、審議に入りたいと思います。まず、「医療公社の経営健全化について」を議題とさせていただきます。これまで医療センターの運営は、地方独立行政法人に移管することを目指してきたということですが、皆さんも新聞等で既にご覧になったかもしれませんが、昨日発表がありましたように、当該方針を変更いたしまして従来通り指定管理者制度による経営を続けるということになりました。本件はこれまでの行革審の答申や、あるいは提言の内容に深く関連することでありまして、再検証が必要であると考えますので、当初の予定にはありませんでしたが、ここで審議を行なわせていただきたいと思います。それでは、まず市からの説明をお願いしたいと思います。

徳増健康医療部長

健康医療部長の徳増です。本日の審議に急遽加えていただきまして、ありがとうございます。今、会長のほうからお話ございましたように、この医療公社の経営健全化については当行革審の場で審議され、市のほうでも医療センターの運営を独立行政法人化し健全化を図るべく準備を進めて

きたところですが、しかし、後ほど申し上げますが、検討の過程で課題が明らかになり、7月に入りまして公社理事会から提言をいただきました。その後、市の中で方向を探ってまいったところです。その結果、今お話がございましたように、昨日市長が会見で申し上げましたように、独立行政法人を新たな財団法人に方針変更してまいりたいと考えております。行革審では医療公社の経営健全化に審議を重ねていただいておりますので、今回、これに至る経緯、そして鈴木理事長からは理事会からの提言、これ(提言)を受けての市の考え、これらを説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、地独化の経緯を振り返らせていただきます。平成19年10月30日、医療センターのその当時の経営状況ですが、平成18年度末、累積欠損金が3.4億円、あるいは退職給付未引当の分が43億円、こういった説明をさせていただきました。そして、11月10日の公開審議の席上、四つの経営形態の提案をさせていただきます。これは地方公営企業法の全部適用、そして今話題になっております地方独立行政法人、そして利用料金制の採用、そして民間譲渡、この4種です。そして11月19日、行革審の勉強会の席上で行革審から、退職金給付未引当不足額など、これらは経営の失敗ではないかというご指摘をいただきました。実行力、判断力、責任のある運営組織に変えていくことが求められております。

次に、19年12月2日、公開審議の場ですが、経営形態の選択としまして、アンダーラインがありますが、地方独立行政法人が望ましい経営形態であることをお示しました。そして、年を改めまして3月30日、行革審から中間答申による提言で、市が過去の経営責任を取ることを、そして健全な財務基盤で地独法人をスタートすること、こういったご提言をいただいております。そして6月3日、議会におきまして市長から方針を表明しております。以上がこれまでの20年6月までのものです。

次に、10月15日、新法人の設立準備検討会議を設置しまして、こちらについては21年夏からは理事会の下で検討を重ねてまいっております。そして3月24日には議会へ提案し、評価委員会の条例、そして浜松医療センター定款の議決をいただいております。9月には地方独立法人浜松医療センター評価委員会を設置し、活動に入っております。次からは、経営健全化の取り組みになりますので、鈴木理事長から説明させていただきます。

鈴木医療公社理事長

医療公社の鈴木です。ここからは、公社内、現場等で色々考え、実行したもの等が主なものですので、提言の内容も含めて私から説明します。まず、健全化への取り組みです。昨年の4月に私が専任の理事長ということで就任しまして、経営の健全化に向けて色々な取り組みを実施、実行しました。特に7月につきましては、経営健全化アクションプランという具体的な内容での健全策を策定し、それ以後、今のところ着実に実行できている状況です。そうしたこともございまして、21年度の3月期の決算におきましては、1億7,500万円余の黒字を達成することができました。この現場での色々な取り組みのほかに、当然1年延期をさせていただいた22年度末、23年度に向けて独法化の移行準備作業がございましたので、そのことも理事会の中で市と協力連携する中で、色々な確認作業をまいりました。特に理事会では、21年度につきましては、今まで年3回ほどの開催内容でしたが、毎月開催することとして、先ほど申し上げました、色々な取り組みをし、提言もしてまいりました。あわせて、先ほど申し上げましたように独法化に向けての検討も詳細な勉強会を別途開催して、色々なことを審議、協議してまいりました。そうしたところ、なかなかこの現独

法化制度における実施方法、またはそうした取り組みにつきましては、不十分さ、不完全さ、さらには不具合等もあることが分かったということです。

次に、そうしたことを踏まえて、新たに医療センターの経営形態について検討して、市に提言することとしたものです。この提言をするに至りましたことを、まとめて概括的に申し上げますと、一つにはソフト面で独法化での制度運用面で不具合、支障も多いというようなことが分かったということ。あわせて現場で理事の皆さま方とも色々と確認する作業の中で、ハード面においても不具合、支障が多い。つまり、建物、設備等が相当古い状況であるということで、この老朽化に対する補修、改修等ほとんどされていないという状況であるということも分かりましたし、なおかつ、ほかの総合病院がほとんど 21 年度末までの間に新築、改築、増築等をされまして、リニューアルされているという状況があります。そうした比較の上におきましても、医療センターは施設、建物、設備が相当見劣りする状況になっているということで、そこで働く、またはそこで提供する医療サービスにも支障がございますし、入院等していただく患者さん方についてもスペースの狭さとか、古さとか、快適さにおいて芳しくない状況があるということで、近い将来、そうしたものの改修整備、ひょっとしたら建物の建て替えもしなければならぬというような状況であるということが確認できました関係上、総合的に判断しまして、理事会としましては、今まで進めていこうとした独法化であることよりも、それ以外の運営形態をもって、なおかつ、あわせて建物の新築、建て替え等をしていただくことが最善の策であるというような判断に至りまして、市長に対して理事会の総意をもって提言書を取りまとめ、提出し、お願いをしてきたところです。そうした内容です。ここにございますように、課題の面です。

一点目は独法化しても後退するような内容があったということです。一つには、マル1に記載しましたように民から官へ逆戻りするような福利制度ということで、今、我々財団法人医療公社は民間団体ですので、民間の会社と同様に厚生年金に加入しております。それが独法化に移行するとともに公務員等が加入している共済年金に変わらなければならないというようなことがある。それから地独化につきましては、初期の莫大な投資が必要であること。特に、退職手当の未引当の部分については、市も我々も分割で必要な財政措置をすれば良いかなと、また、そうしたいというようなお話がありましたが、総務省との協議の中では一括措置をしなければならないというようなことが明確になり、多額な財政支援が必要になったというものです。

それから、二点目には、独法化をしても改善が図られないものも分かりました。一つには資金調達面の面です。独法化した後の法人自ら長期借入ができない。それから出資につきましても市のみからで、独自の増資ができない。さらに、詳細な内容を確認したところ、短期の運用資金におきましても年度を超えて確保するためには市長の承認が必要だというような、色々な制約があることも分かりました。そうしたことがある以上、今まで通りに市議会の予算審議を経て議決をいただいた後、市からお金を調達する、又貸してもらい、又借りするというようなお話になりますので、何ら改善されていないということも分かりました。

次に、ハードの面で、先ほど申しました施設のこと、建物のことです。色々な不具合、老朽化があるということで、主なものとしては三つございました。一つには、手術センターがあまりにも古いということです。実は、手術センターは総合病院、大病院にとっては肝心要の施設、設備でして、急性期の病院としての治療を行なうためには、なくてはならない施設ですし、さらに、できる限り高度な先進治療、手術ができるような機能を確保しておかなければならないというものです。そのために、できる限り早い時期にリニューアル、必要な機能をアップするような整備が必要だというものです。現在の手術センターは平成7年にリニューアルされておりますので、今のところ、もう 16 年目

になっております。その前は 22 年間、一つの手術室を使っておりました、22 年後にリニューアルしておりますので、間もなくリニューアルしなければならないということになっております。それから、最新の医療機器の設置スペース不足。これは、たとえば MRI とか CT とか大型の検査機器などがございまして。そうしたものは万が一のときに複数設置しておくことが望ましいということもございまして、新たに高度な機器を購入、導入していくという必要性もある状況の中で、それらを設置する場所が、もうほとんど何もないというような状況でした。それから、病室やトイレ、患者用のアメニティ機能が低下しているというものです。まず病室につきましては、今、一般的に標準の病室には(1室に)4床、4人の患者さんを受け入れるベッドを置くのが普通のタイプです。しかしながら、医療センターの中には相変わらず6床、5床といった部屋が、全部でまだ 47 室ございまして、そうしたものが改善されていないというものがございまして。トイレにつきましては、最近ほとんど普及してまいりましたウォシュレットタイプのトイレがまだまだ整備されていないというようなことで、患者さんにも迷惑をかけておる状況がありました。そうしたものが主なものです。また、医療センターの建物の設置状況ですが、1号館は昭和 48 年、それから2号館は昭和 50 年、3号館は平成7年に設置、増築されておりました、右側に書いてありますように(1、2号館は)40 年近い年数が経っているということです。欄外に書いてありますように、県内の近隣の病院で申し上げますと、一番早く建て替えられたのが、34 年経過の静岡市立病院、それから長くても 42 年経過使用した浜松労災病院、やはり標準的なところでは 40 年の改築なり新築が必要だという状況でした。

次に、そうしたことを踏まえまして、新たな経営形態を提案させていただいたものです。現医療公社をより民間的な経営手法によって自立的、自主的に運営することができる方策を採っていくことが最善であるということの考え方にに基づきまして、二点目のところに書いてありますように、具体的な取り組みとして三つ挙げました。まず、自立可能な病院ということで、今は実施されていませんが、指定管理の中に利用料金制を導入しまして、会計の一元化、明確化を図っていくべきだということです。この利用料金制というのは、現在、患者さんが外来であれ、入院であれ、治療を受けますと平均的には 30%ほどの治療代、治療費を払います。それから、それ以外のお金につきましては診療報酬という形で基金からお金が支払われていることとなりますが、そうした診療サービスの提供による収入がいったん市に入りまして、市から必要な経費、たとえば病院事業会計を管理している人件費の分とか、事務費の分などが差し引かれて医療公社会計に入ってくるということになっております。従いまして 100%入らない収入を 100%、しっかり稼いだお金は医療公社会計に収入させる、直接収入するという形に変えたいというものです。それから、もう一つは病院資産を借用と書いてありますが、医療公社としては新しい財団を目指していく中で、新しい病院が、建物が建てられれば、その資産、建物、なおかつそれ(建て替え)に要した負債である借金も引き継いで、移譲していただきたいということが将来的な希望、考えですが、それまでの間は、この建物を使わせていただける以上、借用し、賃借料を払うということとして、入るお金と出るお金を明確にしていきたいというものです。それから、市民に親しまれる病院ということです。今まで、県西部浜松医療センターという少し長い名称で、なおかつ県西部という意味合いがよく分からない状況で表記された名称になっておりますので、県西部というものは取って、すっきりとした浜松医療センターに改める。それから、一つ飛んで評価委員会ですが、今、評価委員会を独法化に向けて設置し、なおかつ、それまでの間は指定管理をしている病院の経営状況をチェックしていただいております。この評価委員会は外部チェック機関として、これからも活用していくことが望ましいと考えます。それから、安定した経営ということで、今、毎月開催している理事会の権限を強化するような規定の改正が必

要だと考えております。さらには、公社ではなくて、そうした意向を踏まえた市の3年間の中期目標なり中期計画を新たに策定していただきたいというものです。今一つ、より民間に近い形での経営形態を目指す、なおかつ他の病院と伍して、しっかり病院事業経営をしていくためには、平成 21 年5月から人件費の見直しをして、給料それから手当の削減をしましたが、あくまで市役所の職員、公務員の給料と同等、同内容のレベルになっただけですので、民間病院と均衡を配慮するような新しい人事処遇制度を経過措置が終わる 23 年度以降、24 年度から新しいものをつくり、適用させていきたいと考えているものです。

次に、要望事項として挙げたものがございます。やはり、公立病院としての機能、役割は果たしていかなければなりませんし、そこに書いていますように、市民の生命保持の最後の砦としての役割は続けていく必要がございますので、浜松市の一定の関与、支援は受けたいというものです。四つほどございまして、不採算医療となっている救急、小児、産科等の医療に対する財政支援を、7億円を上限に引き続き支援をお願いしたいというものです。この7億円というのは、国、総務省が定めました地方交付税の制度の中で、こうした不採算医療を実施する公立の病院に対して財政支援すべきだという一定の考え方に基づく算定の金額です。それから二つ目は、さすがにこれからは過去の借金、企業債 180 億円につきましては切り離しをしていただいて、市が責任を持って返済していただきたいというものです。それから未引当の退職金債務 44 億円は、一括一時金ということにはなりません、市が責任を持って保証し、今後公社との約束事として分割払い等での支払いをお願いしたいというものです。それから、5億円程度の資本増強というものは、今現在、21 年度末で4億 6,000 万円の公社としての累積債務がございます。基本財産出資金である5億 3,000 万円がほとんど底をついている状況ですので、今一度リスタートさせていただくためには、同程度の、5億円程度の金額の確保が必要だということとして希望するものです。

次に、今のような考え方に基づきまして、会計制度の一元化、利用料金制等の導入をしたとした今後の収支シミュレーションを計算してみました。まず、過去の分もそのような形に置き換えて、医療公社の一元化された会計に基づく決算状況、決算見込み等を表したものです。20 年度は下から三番目、当期の利益のところを見ていただきたいんですが、20 年度決算で2億 3,000 万円の赤字でした。これに実質 5,000 万円の退職手当の引当を取り崩してしまいましたので、今まで2億 8,000 万円の赤字とお話をさせていただいております。21 年度の決算につきましては、当期利益で2億 7,600 万円ほど確保できましたので、その中から、あまりにも古い施設の設備補修等のために必要なお金として毎年1億 7,000 から1億 8,000 万円使っておりますので、1億円ほどの修繕手当の内部留保をさせていただきまして、残った1億 7,600 万円を利益として決算させていただいております。22 年度の見込みです。4月、5月の黒字の状況が確認できましたので、そうしたものをベースにして年間見込みを出したところ、3億 2,000 万円ほどの黒字は最低限確保できるという見通しを持っております。

次に、23 年度以降の話です。ここにつきましても、当期利益で6億 6,000 万円、それから 24 年度で3億 7,000 万円、25 年度では4億円ということで、利益が確保できる予定として見込んだものです。金額の増減につきましては、まだ退職の引当がなされていないので、給与費の中に定年退職者の増減があるがために変動しているものです。私からは以上です。

徳増健康医療部長

今までの理事会からのご提言を受けまして、市では検討を重ねてまいりました。まとめたものが

11 ページです。短い文章ですので、そのまま読ませていただきます。地独化に向けては、経営形態の移行による制度面のメリットは得られるものの、依然、多額な投資、86 億円の初期費用を要する課題を抱える。市は、医療センターを今後も地域に必要な病院として存続できるよう地独化を選択した経緯があり、医療公社からの提言は、市が掲げていた目的にも十分合致するものである。市としては、提言内容を受け止め、『将来にわたる継続的な地域医療提供のため、浜松医療センターの経営健全化』を推し進めるため、利用料金制導入とともに地独化制度の良い面を取り入れた新たな財団法人移行へ方針転換をしてみたい。方針転換後も、医療センターの公立病院としての役割に変わりはなく、安全・安心な、地域に信頼される病院の運営を担い続けることとなる「新浜松市医療公社」には、市の一定の関与をしていきたいと考えます。

次に、今の説明の中で 86 億円という数字を申し上げました。地独法人を適用してスタートさせるときには、そのスタート時に一時的に 86 億円が必要になります。今、赤字で載っているところ、資産負債の差額分が 22 億円、退職引当金分で 44 億円と見込みます。それから、資本金分で運転資金ともなりますが 20 億円、こういった合計が 86 億円ということです。

次に、今のところの具体的な市の考えを申し上げたいと思います。まず、一点目としまして、先ほど(申し上げた)、地独法制度の良い点を一部取り入れてみたいと考えております。一つは、中期目標・中期計画の策定。これについては、公社とともに策定してみたいと思います。地独法の下では、中期目標を市が策定し、そして中期計画のところを新法人が策定するという組み合わせですが、こちらについては今回、市のほうで開設責任者として策定してみたい。ただ、中身につきましては、たとえば市が病床利用率を高めに設定したり、あるいは、ほかの色々な要件について目標値を設定するときにも、やはり公社とともに、そこについては研究を重ねていきたいと思っております。それから、二つ目に、評価委員会を既に設置しておりますので、これも先ほど理事長の説明にございましたように、この委員会の下で外部チェックをお願いしてみたいと思っております。それから、三つ目には運営団体の理事長候補者について、経営能力のある方を市長が推薦してみたいと思います。それから、二点目の大きなもので利用料金制の導入ですが、医療センターの運営方式、先ほどの説明のように市が直接収入しておりますが、これを 23 年度から利用料金制として公社に収入されるよう改め、会計の一元化・明確化を図ってみたいと思います。それから、続きまして、その利用料金制の導入に伴いまして、新医療公社につきましては家賃負担をお願いしてみたいと思います。

次に、市と運営団体の負担の明確化の関係ですが、こちらについては、設備投資ガイドラインを遵守しまして、中期計画期間内で計画された設備投資額について市のほうで担保し、設備機器の更新をやっていきたくて思っております。それから、救急・小児・産科医療、こういった政策医療につきましては、提言の中にございました7億円を上限に浜松市が引き続き負担してみたいと考えます。過去の企業債 180 億円について、浜松市が返済をしてみたい。そして、22 年度の未引当の退職債務について、浜松市が保証してみたいと考えます。そして、医療センターの建物・設備の関係ですが、今後できるだけ急いで、公立病院像を明らかにする中で、その実現に必要な建物、設備の在り方を検討してみたいと考えております。開設した昭和 48 年以来、医療センターをめぐる医療環境というのは、浜松市内で随分変わってきたと思っております。こういった時代にあわせた、これからの公立病院像について検討していきたいと思っております。

最後に、今後のスケジュールですが、今、ご審議いただいております、こういった枠組みをより具体的なものとしまして、利用料金制への移行、あるいは名称、こういったことにつきまして、9月を予

定しておりますが次の議会に説明してまいりたいと思っております。そして、年明けて 23 年2月ないし3月の時期に病院設置条例の改正を議会に提案し、利用料金制を前提とした 23 年度の予算についても議会に提案してまいりたいと思います。そして、ただいま申し上げましたように 23 年4月から利用料金制の下で新しい医療センターの会計制度、あるいは内部改革をさらに進めていきたいと思っております。さらに、4月からは公立病院像について検討を進めていきたいと思っております。以上です。よろしく申し上げます。

御室会長

はい。市のほうから説明、どうもありがとうございました。それでは、議論に入る前に、私のほうから二点ほど、話の流れを整理する意味で少し確認をしたいと思っております。まず、医療センターについては、これまで地方独立行政法人化への移管を目指しまして鈴木理事長が専任となって経営改善に取り組まれ、収支も大幅に改善することができたということで、いわゆる経営の立て直しが進んできたと認識しております。しかし、その一方、その改善、取り組みの過程で地方独立行政法人にするためには市の莫大な初期負担、先ほどの説明ですと 86 億円が必要になること、あるいは独立性の確保に限界があるということなど、色々な課題があるということが判明をしまして、今回もう一度考え直すことになったということですね。その結果、地方独立行政法人への移行は白紙に戻して、指定管理者制度をこれまで通り継続するということにしまして、ただし、お金の流れだけについては利用料金制という名前で、聴衆の皆さんも利用料金制というのはお分かりになったのではないかと思いますけど、要するにお金の流れを変えるということですよ。これを取り入れて、患者さんからいただいた診療報酬が浜松市を經由せずに医療公社に直接入るシステムに変えて、医療センターを運営していくという方針になったという、私は全体像としては理解しましたが、徳増部長、それでよろしいですか。

徳増健康医療部長

その通りです。

御室会長

はい。それともうひとつ、今後も浜松市医療公社が競争入札なしで指定管理者となる。これもそういうことでよろしいですか。

徳増健康医療部長

今、指定管理者になっておりますので、その期間は勤めていただきます。

御室会長

はい、分かりました。その点だけ確認をしたかったですから、よろしく申し上げます。それでは、医療公社の経営健全化につきまして、各委員のほうからご意見あるいは質疑をお願いしたいと思います。はい、川上委員、どうぞ。

川上委員

おはようございます。川上です。よろしく申し上げます。私からは三点ほど質問させていただきます。

す。まず一つ目ですが、先ほど市の説明にもありましたように、平成 19 年 12 月に運営の分かりやすさ、経営責任の明確さ、自律性と自由度の三つの視点から比較検証した結果として、地方独立行政法人が望ましいという結論を出して、市長もその旨の方針表明をし、さらには議会においても新法人の定款等が承認されています。その前段階では、今回選択されようとしている利用料金制も候補のひとつとして入っていたはずですが、地独化を目指すスタートする前に議論がきちんとなされていなかったように思われてしまいます。そして、この2年間以上もの間、市としては一体何をしてきたのかと、まずはいわせていただきます。そして、医療公社理事会からの提言として挙げられている、地独化による後退要因や、改善が図られないものは、地方独立行政法人の制度内容がここ1、2年で変わったのならいざ知らず、少なくとも平成 19 年 12 月の段階において承知していたはずではないかと思うんですね。にもかかわらず、そして、本来この4月から地独法化する予定を1年先延ばして地方独立行政法人が医療センターにとってふさわしい形態であるからと実現に向けて取り組んできたのではないのでしょうか。そもそも市として、浜松市の公的医療はどうあるべきなのか、そして、その中で医療センターにはどの部分を担ってもらうのかを示した上で、医療公社として自らそれに対応するにはどうしたら良いのかを考えるのが順序であるべきだと思うんですね。その点、まず市はどのように考えているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

御室会長

はい。徳増部長、お願いします。

徳増健康医療部長

議論がなされたか、ということかと思っておりますが、当初、建物評価をして、私ども実務的なところでは、おそらく今まで投資した金額とほぼ見合いのものが評価されると考えておりました。これは先行事例を参考にということですが、その結果、先ほど申し上げましたように 22 億円の評価等の違いが出て、そして、さらに、これは新たな事実として総務省協議の中で出たことですが、44 億円の退職金の扱いについては、中期計画の間で分割して担保していけば良いだろうと考えておりました。ところが、スタートさせるその時期に、一時にそのものを用意しないといけないんだというようなお話がありまして、当初から考えられていたのではないかということですが、新たな事情としてそういった点が生じてまいりました。それから、付け加えまして、病院の建物の関係ですが、建て替えというのは、先ほど理事長の説明の中で 40 年を機に病院というのはリニューアルされているということが事実としてありましたが、建物そのものの構造的な寿命、そして機能的な面での寿命、こちら（の違い）について市のほうで判断がそこになかった点は、反省したいと思っております。以上です。

川上委員

認識違いがあったということで受け止めさせていただきますが、もう一点、今、質問させてもらった中に、公的医療はどうあるべきか、ということ、そして、その中で医療センターにどの部分を担ってもらうのかという質問もさせてもらったんですけど、それについてはいかがでしょう。

徳増健康医療部長

公的医療のところは、抽象的な言葉で今まで私ども、よく申し上げておりましたが、市民に安全で早く、そして理事長の言葉を借りれば、安価なというか適切な価格で医療を提供するということ

にあらうかと思っておりますが、最終的には最後の砦と病院長も申しておりますように、私もそう思います。たとえば具体的なところでいえば、昨年、新型インフルエンザが到来しましたが、前もって病院の病棟を用意し、ベッドを空け、そうした、いざというときにはほかの病院でなし得ないところを医療センターが踏ん張って頑張っていくといったところ。ただ、これを最後の砦というのは、まだまだ抽象的な言葉ですので、これを皆さんの審議の中、市民の方々とも討議する中で、ひとつひとつ明らかにしていきたいと思っております。以上です。

川上委員

公立病院として医療センターの存在は必要であるということによろしいですね。

徳増健康医療部長

そう考えております。

川上委員

はい。ありがとうございます。続いてですが、二つ目、先ほど市の説明の 11 ページを開いていただけますでしょうか。地独化に向けては経営形態の移行による制度面のメリットは得られるものの、依然多額な投資を要する課題を抱える。という文面から考えますと、地独化という選択は間違っていなかったけれども、86 億円もの初期費用が用意できる経済環境や財政状態にないから、また、現在黒字化もしているから、初期費用が少なくて済む新財団法人への方針転換をするんだとらえられます。また、老朽化した医療センターの建物や設備への対応については、公立病院像を明らかにする中で、その実現に必要な建物、設備の在り方を検討してまいります。としているんですが、今後数年内に建て替えの問題が具体化されそうな状況の中で、そして、現体制で黒字化していて、また、修繕や退職給付引当もできつつある中で、なぜ急いで利用料金制をはじめとする新体制に移行しようとしているのでしょうか。建て替えをどうするかといったところまで見越した上で、医療公社にどこまで関与していくかということについて方針を出すべきではないかと思うんですが、その点、市として金銭面での関与はここに書かれているんですけど、それ以外でどのように関与していくつもりなのか、具体的にあればお示しいただきたいと思います。

徳増健康医療部長

この医療公社の経営につきましては、行革審の審議の中で、種々な問題をご指摘いただきました。そのひとつひとつを解決していきたいと思っております。まず、一点目は、利用料金制ということはひとつのステップと私は考えているんですが、25 年の秋までに今の財団法人は一般財団法人になるのか、あるいは公益財団法人になるのか、選択をしないとイケません。今のところ、一般財団法人に移行するというのが有力な考えであらうかと思っておりますが、それまでの間は、今の指定管理者制度の下ですぐさま何が改革できるかという、会計の分かりやすさをまずやるべきだろうと思いました。ですから、金銭面の負担のところは7億円というところはございますが、まずは市民の方々に、あるいは議会への提案も含めて、どういった経営の数字になっているのか、これがまずは分かりやすくすることが先決だろうと思ひまして、お互いに利用料金制の採用という結論に至ったわけです。

川上委員

一般財団法人になってからは、極力関与はしないようにしていくことでよろしいのでしょうか。

徳増健康医療部長

公的医療の部分では関与していきたいと思っております。というのは、今後どういったところで、その公的医療を増やすべきか、あるいは十分に経営できるなら、そのところは病院に任せても良いのではないかと、これはやはり医療環境が今後どのような推移をたどるか分かりませんが、変わってくる可能性もあろうかと思っております。ですから、3年ごとの計画の中でそのところは十分審議をし、また、市民の皆さんにも市が負担する公的分ということを、よくそのところで説明していきたいと思っております。以上です。

川上委員

はい。ありがとうございます。最後にもう一点だけですが、昨年4月以降、鈴木理事長の下、懸案となっていた給与水準の引き下げ等も行なわれ、さらに経費削減や利用者を第一に考えての収入増、また業務委託の見直し等によって黒字化してきたということに関しては、一市民としても敬意を表したいと思っておりますけれども、今後、理事長をはじめ執行体制がおそらく変化していくこともあろうかと思っておりますが、その中でも安定した経営を継続していくためには、説明にもありましたように外部チェック機能をより充実させる必要があろうかと思っております。これまで事業評価等を見てきても、評価のための評価になっている感があるものですから、今回もその点同じように、評価委員会をつくっているけれども評価のための評価になりはしないかと心配されます。そこで、具体的に評価委員会の立場をどのように考えて、有効に機能するための体制づくりをどうしていくのか、お考えがあればお聞かせください。

徳増健康医療部長

評価委員会の皆さんについては、既に選任し、お願いをし、そして今、市が依頼している指定管理者、一つは医療センターをお願いしている医療公社、もう一つはリハビリ病院をお願いしている聖隷福祉事業団、その2病院の経営について、評価委員会の方々に指定管理者の評価ということもあわせてお願いしてまいりました。そのやり取りを私ども事務局として支え、また記録を取っているわけですが、今、ご質問の評価委員会の機能というご指摘の内容であるとか、あるいは評価の考え方であるとか、そういったところを十二分に私は発揮されていると思っております。この方々が今度、新しい仕組みの新医療公社のチェックのほうも十分お願いできると考えております。以上です。

川上委員

今、この時点では、市も公社も変わらなければいけないという思いで前向きに行なっていますので良いんでしょうけれども、いずれマンネリ化する 때가やはり来ると思うんですね。そういうときに、また元の体質に戻らないように、市も公社もお互いに甘えのないような経営体質をつくっていただきたいと思います。私からは以上です。

御室会長

はい。ありがとうございました。はい、鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

パワーポイントの 10 ページを開いてもらって良いですか。先ほど説明のほうで、政策医療は7億円を上限にということの説明いただいたんですけど、このパワーポイントを見る限り、上限というよりも7億円を定額でというイメージが沸いてしまうんですが、これは実績に基づいて変動するものなんでしょうか。それとも7億円ずっと、上限いっぱい引き続き支援しないといけないということなんでしょうか。教えてください。

鈴木医療公社理事長

理事会としては、できる限り多額のお金をいただけることはうれしい話ですが、市立ではないんですが公的病院であり、なおかつ病院は収益事業で運営されている事業体ですので、できる限りの経営健全、もしくは黒字化の額を増やす方向で仕事をすべきだと考えております。これは上限ということでのお話として設定したものですので、6億なにがしになるとか、経営状況によって、また市との調整において変動するべきものだと考えております。

御室会長

鈴木理事長、医業負担金というのが、これは特別用語みたいになっていまして、今日聞いてらっしゃる方でご存知の方もみえるかも知れないけれど、分からない方もみえると思いますんで、医業負担金とは何ぞやというのを、少し説明してください。

鈴木医療公社理事長

はい。医業負担金とは、医療事業に、また医療政策に必要な公的支援の額ということとして位置づけております。従いまして、不採算部門を担う公立病院としての役割があるこの医療センターには、まだまだ自主独立性のある民間病院的な経営がまだできていませんので、今少し暫定的な取り扱いとして、この医業負担金をお願いするというものです。

御室会長

はい。鈴木委員、質問を続けてください。

鈴木委員

はい。では、上限ということはよく分かりました。続きまして、今、建て替えの話が少し出たと思うんですが、仮に建て替えをしたときに、費用対効果ではないんですが、どのくらいの収益が改善されるということを計算されていますか。教えてください。

御室会長

はい、鈴木理事長。

鈴木医療公社理事長

はい。そこまでのシミュレーションはしてありません。今はとにかくにも他の病院と比較して見劣

りする非常に劣悪な状況になっているという現状を踏まえますと、この建物を中心とした施設、設備の改修をしていただかない限り、ますます患者さん方、市民を中心とした利用者の方々からは見離されてくるであろうと、選ばれない病院になるだろうという話と、今ひとつ、こうした病院で働く医療スタッフ等の確保に支障をきたす、つまり、そうした方々からもこの医療センターで働きたくないというようなお話ぶりが出ているのも現実、実態としてございます。そうしたことになればスタッフの確保にも事欠くことになり、経営の悪化につながるというようなお話ぶりは現実として現場では思っておりますので、これにまず歯止めをかけ、そうしたことにならないように今まで通り、今まで以上、多くの患者に利用していただける病院になりたいという思いです。

御室会長

はい、鈴木委員。

鈴木委員

パワーポイントの7ページを見てもらいたいんですけど、先ほど説明いただきました、民間経営手法による自立可能な法人形態、この民間経営の基礎となるのが、この費用対効果だと思うんです。もちろん職員の方、その施設、そういったものも大事かも知れませんが、ここでうたっている以上、費用対効果を考えて設備(投資)等をしてもらわないと、またお金が足りなくなりました、市民の皆さん、また次から再建頑張りますのでお金を出してくださいといわれても、同じことの繰り返しになるおそれがあるんですよ。そういった意味で、言葉だけではなくて、本当に民間経営手法というのをやるのであれば、そこら辺の基礎的なところはシミュレーションをした上で計画をしてもらいたいなと思います。

御室会長

はい、鈴木理事長、どうぞ。

鈴木医療公社理事長

当然ですけど、病院の建て替えを、現在 600 床ですが、600 床という規模で建て替えをする、新しい病院をつくるというようなことになるのか、先ほど私が申しあげましたように、病室が6床、5床という病室も多数ある中で、なおかつ病床利用率も 85%程度という状況の中で、今まで通り 600 床という話はないんじゃないかと。現場を預かる私としては、そのように思っております。なおかつ建て替えをするための建設資金は、借入金を中心として調達することを前提にすれば、その時点で病院としての規模、診療科等の内容を決めて建て替えをするということが前提ですので、そのときに当然、収支のシミュレーションを図って返済計画もそこに反映させる中で、収益の確保ができるか、できないかの確認をしていくべきだということを思っておりますので、今ご指摘のことについては、重々そうしたことを踏まえていきたいと考えております。

御室会長

はい、ありがとうございました。鈴木委員、よろしいですか。

鈴木委員

はい。あと、浜松市が関与する病院というのは、医療センター以外に、リハビリ病院もあると思うんですが、そちらのほうも浜松医療センターと同じように利用料金制に変わっていくのでしょうか。

徳増健康医療部長

今、リハビリ病院については、リハビリ医療そのものが、急性期の病院と違いまして、収益性のところが著しく高くございません。今、聖隷福祉事業団のほうに代行制ということでお願いしてございますが、利用料金制の導入については今まだ考えておりません。以上です。

御室会長

はい、鈴木委員。

鈴木委員

不公平感というのが出てこないでしょうか。教えてください。

徳増健康医療部長

利用料金制の導入については、今回、医療センターへの導入とあわせまして、ほかの病院についてどうするかということも、私ども検討をして、経営をお願いしている側とも協議しました。聖隷福祉事業団さんのほうではリハビリテーション病院の会計のところ、利用料金制についてどうお考えかということですが、今のところ、ご希望はございません。今の通り、浜松市が収入して、それに足りない分をお願いしたい、要するにリハビリ病院の経営に不足している分を出してもらいたい。こういうようなやり取りで、代行制ということで今後もやっていきたいと思っております。

御室会長

はい、鈴木さん、よろしいですか。ほかに、どうぞ。それでは岩田委員。

岩田委員

岩田です。パワーポイントの 14 ページで、今まで川上委員、鈴木委員からも話があったんですが、医療センターとしては、なるべく早い建て替えと設備の充実というのを必要としているんですが、この 14 ページのパワーポイントを見ますと、市の考え方としては、公立病院像を明らかにする中でその実現に必要な建物、設備の在り方を検討するという市の考え方なんですが、これを素直に読む限りは、どうも今までのお話を聞いていると、設備の更新ありきみたいな話と私は受け止めているんですね。ですから、まず、公立病院像が明らかになって、それに対応するための設備更新というものを市は考えていらっしゃるんですか。そこをまずお聞きしたい。

徳増健康医療部長

はい。設備のところにつきましては、今おっしゃられた公立病院をどのようなベッド数、あるいは(診療)科目、こういったところをきちんと定めて、その中で設備の更新、そういったところを考えていきたいと思っております。

岩田委員

そうしますと、鈴木理事長さんのお話を聞きますと、大体3年くらいの目処の中で結果は決定しなくてはならないのかなと思うんですが、市は、それでは、この公立病院像を一体いつまでに明らかにして、それに対する対応というのをお考えでしょうか。

徳増健康医療部長

今度の公立病院像を明らかにする点では、色々な関係の方々にお入りいただき、あるいはご意見をたまわってまいりたいと思っております。23年度からスタートさせていきたいと思っておりますが、その前にスケジュール的には、22年度中の作業になりますが、私ども内部の中で調査をできるだけ早く着手したいと思っております。そういった調査作業をまとめまして、23年度から入っていききたい。その審議の具合にもよりますが、公立病院については色々な方々から、おそらく色々なご意見を頂戴できるだろうと思っております。それは順次、途中途中で折を見て、皆さんにお示ししていきたいと思っておりますが、その終期をどこへ定めるかというのは、今のところ、まだこれからスケジュールを組み立てていきたいと思っております。

岩田委員

はい、分かりました。ただ、ひとつだけお願いしたいのは、これ、市の方針として、先ほどからいつてらるんですけども、公立病院像が明らかになってから設備更新をスタートするという市の考え方、そう理解してよろしいでしょうか。

徳増健康医療部長

日常使う設備につきましては、先ほど申し上げました(設備)投資ガイドラインの中での更新というのは当然ありますが、大幅な、たとえば先ほど理事長のほうからありました、手術センターがどうにもならないとか、あるいは手術の大型の機械であるとか、そういったところにつきましては、公立病院像を明らかにした上での導入ということになるかと思っております。

岩田委員

はい、ありがとうございます。

御室会長

はい、ほかに。山本会長代行、お願いします。

山本佳英会長代行

いくつか聞きたいんですが、まず最初に地方独立行政法人というのをやめましたよね。諦めたというよりも、課題がありそうだから、それはやめます。代わりに一般の財団法人になるという方向になりましたね。今までのパワーポイントで見た中では、財団法人になることによって、何か結構バラ色な感じを受けるんですけど、先ほどのパワーポイントの5ページにあった地方独立行政法人化の課題というのがありますよね。同じように、それでは財団法人になったときの課題というのは、どんなことが考えられるんですか。

まず最初にそれをお願いします。

御室会長

はい、鈴木理事長。

鈴木医療公社理事長

(一般)財団法人になったとしても、完全な民営化とは違います。つまり、完全に民営化をして自主独立、自己責任で完結型の経営を行なっていくためには、理事会としての考え方として、私もそうなんですけども、やはり建物、設備、そうしたものの所有を財団側に移譲してはじめて自己完結型の経営ができて、しっかりとした責任体制でもって仕事をしていける形態になるということだと思っております。しかしながら、それがすぐという話ではありませんので、暫定的な取り扱いをするということと、やはりどんな経営形態であろうと、そこで組織上働いている人たちの役割、役職をもって 100%黒字にする、赤字を出さないという経営をする意識を持っていかない限りは経営としてはままならないと思いますので、やはり組織立てのヒト・モノ・カネがしっかりと機能するような経営を心がけることがやはり第一かなと、病院においても、その他の企業においても同じようなことかなとは考えております。

御室会長

はい、山本委員、どうぞ。

山本佳英会長代行

そうしますと、要は自主、独立、一般の事業会社と同じような形になるんですね。そうすると、もしそうなったときに、公立病院と民間病院と何が違って来るんですかね。同じになってしまうのではないですか。

鈴木医療公社理事長

不採算部門での取り扱い、対応というのは他の病院でも行なわれている部分がありますので、必ずしも医療センターだけという話ではありませんが、しかしながら先ほど健康医療部長も申しました通りに、経済的な困窮者をどうフォローしていくかというような課題も、または、そうした対応も求められる話がありますし、感染症等、結核等、他の病院では担っていない役割、そうしたものは医療センターで受け止めていくという話がございますので、そうした部分については採算が合わないお話が多々ありますので、そうしたことは財政支援を受けてしっかり病院としての経営が悪化しないフォローをしていただきたいということを考えております。

山本佳英会長代行

そうなんでしょうね。初めて今、経済的弱者の話も出てきましたけども、確かに公立病院としてはそういう部分も無視はできませんよね。あるいは行政として無視できない話なので、当然かどうかは分かりませんが、そこは医療センターが負担すべき部分だろうなとは思いますけどもね。そうなったときに、当然、たとえば診療費が払えない、今、いくら取り損なっている部分があるかを知りませんが、その部分は、たとえば自主、独立でやるとしたら自分で背負うことにはなりませんよね。そういった部分も、先ほどの7億円の市の負担金に含まれるんですか。

その辺は、市はどう思ってるんでしょうかね。

御室会長

はい、では徳増部長、お願いします。

徳増健康医療部長

最終的には、目の前に困っている方がいれば、医療とすると、これは施さないといけない、これは大原則でありますから、公的な使命を持つ医療センターにはそこは担っていただきたいと思っ
ているんですが、未収金の問題については私どもも、担保とすると最終的には市民の税金をそこへ入
れていけないといけないお話になりますので、できればそのところは独立性を保つ医療センターと
しても頑張っていたきたい。こういうような気持ちでおります。ただ、最終的には市のほうでそこは
考えていけないといけない問題だろうと思っております。

御室会長

はい、山本委員。

山本佳英会長代行

ということで、要は先ほどから話題になっている公立病院像、あるいは最後の砦という言葉は何回
も聞いていますけども、その中身のひとつはそういうことにもなるんでしょうねと思うんですよね。だ
から、他の方の質問と繰り返しみたいになるかも知れませんが、やはり最初に市としては、公立病
院、医療センターにどういう役割を期待するんだ。先ほど、規模だ、診療科だとありましたけれども、
民間の病院にできない部分を補完するのに徹するのか、一部は競合するのか、その辺もあります
し、ぜひ、それが最初に決めることなんだろうと思うんですよね。審議会か何か知りませんが、そん
なものをつくってディスカッションしてくというと、結構また2年、3年の話になってしまうのでは
ないですかね。そうすると、その間は動けないわけですよ。とりあえず利用料金制をやったにしても、
建物はどんどん老朽化する、診療施設も老朽化する、6床の部屋も解決できない等々全ては後ろ
へずれていってしまいますから、とにかく最優先で、公立病院像、最後の砦とはいったい何だとい
うのを詰めていただいて、それを市民に公表して賛同を得られるように進めていただきたいと思
います。

御室会長

はい、山崎委員。

山崎委員

山崎です。山本さんの関係にかかわるんですが、やはり公立病院の役目とか在り方、これは散々
議論してきていると思うんです。今さら議論して、どうあるべきかというような問題ではないと思
います。今、当然、医療センターで働いている方も、間違っていないと思います。そういう目的
で医療をしているということは、それをもう少し明文化して、市民の皆さんの意見を取り入れてや
っていただければいいのではないかと。それがはっきり表に出てきてないわけですね。それなのに従
事してる方は、そういう生きがいでやっておられると。それが市民の皆さんによく分かりにくいとい
うことがあるものですから、これはぜひお願いしたい。

最後になりますけども、徳増部長が今年いっぱいには庁内で検討して、来年の4月から会議をやるようなことをいってるが、これは散々独法化も1年ずらしたり、ずっとずれてきてるわけですよ。そんなことをいってたら、またずれてしまう。今、山本さんがおっしゃる通りだと私は思いますね。ですから、私としたら、もう10月1日から新しい委員だか何か選考して、今年度いっぱいには決めてかかると。もう方向性とか、そういうのは分かるわけですよ、皆さん。それを具現化、具体化はなかなかしにくい点があると思うんですが、もう散々ずらしてきてるわけですから。また以前、私、申し上げたと思うんですが、日本航空と同じになってしまうわけですよ。同じような形態で1年ずれる。そうすれば、ますます収支的には困る。それから何より医療センターで働いてる皆さんが非常に精神的に不安定な状態になって、モチベーションが下がる。そっちのほうが私は大きなウエイトがあると思いますから、私の希望ではない、やってもらいたいんですが、9月いっぱいにはどうするか庁内で決めて、10月1日から新しい議論の場を設けるなら設けて、3月末までには方針をきちっと出すというようなことをぜひお願いしたいと思います。

御室会長

はい。今の山崎委員の質問に対して、徳増さん、いかがですか。

徳増健康医療部長

今のお話で、前半の部分の公立病院像のところは独法化の過程でも審議してまいりましたので、その中身について、たとえば理念でありますとか考える方向というのは素地ができていると思っております。先ほど申し上げましたのは、昭和48年の開設以来、浜松市の医療環境は変わっておりますので、そういったところを踏まえての、理事長の希望とすればベッド数であるとか、あるいは設備であるとか、そういったところも含めての公立病院の詳細なところまで、それは求められているわけで、そここのところの議論をやはり私も必要だろうと思っております。二点目の、今ご指摘がありました、できるだけ早くということについては、今ご指摘いただきましたところを踏まえて頑張ってまいります。

山崎委員

頑張っていくでは、よく分からないもんですから、ぜひやってくださいよ。もう市民の皆さんも、そういうことを希望してると思うんですよ。1年も1年半もずれて。

徳増健康医療部長

ですから、どのような方に議論をお願いするのか。あるいはどういった形で、たとえば今までこの件につきましては理事会が中心になって提言もいただいております。たとえば、それでは理事会のところでも一回目させていただくとか、色々な方法をやはり考えていきたいと思っております。

山崎委員

ぜひ、3月末を目標に新しい将来像を出していただいて、やっていくようにしていただきたいと思っております。

御室会長

はい。今、山崎委員のほうからも指摘があったように、我々民間からすると、やはりスピードが非常に遅いんですね。スピードが遅いもんだから、打つ手が後手後手に回ってしまって、後手後手に回ってしまうと、また課題が山積してしまうという悪循環になりますので、どんどん走りながら解決していく。走りながら考えていく。今、山崎委員がいったことは、そういうことではないかと思っております。民間からすると、これは当たり前のことなんでね。やはりスピード化というのを非常に我々、ぜひ行革審としては物事の解決に求めていければと思っております。

ほかに、色々議論が出てきましたが、はい、山本和夫委員、どうぞ。

山本和夫委員

今、色々論議が出ているところですが、それこそ行革審で提案をされ、そのときにはこの病院はもう破綻している病院だという話から始まったと思います。そして、色々な紆余曲折ありました。今、山崎さんのご指摘もありましたけど、皮肉をいうつもりもありませんけども、私は、我々が提案をさせていただいたほかの問題よりも早くやっていただいたから紆余曲折あったんだろうなと。紆余曲折があって、かえってスピードアップされている問題だと私個人としてはそんな考え方をさせていただいております。改めるに如(し)くはなしだと考えます。

そして、もう少し現状と将来についてどのようにお考えかということを具体的にお伺いしたいと思います。パワーポイントの9(ページ)を開いていただけたらと思います。そちらで平成 20 年から 21 年にかけて、あるいは 22 年にかけてご努力いただいたおかげで、最終的な利益が、20 年度でいけば2億 3,000 万円の赤字が翌年は2億 7,600 万円という大きなプラスに変わったという、基本的にマイナスがプラスに変わったというのは非常に大きなことだと思います。その数字的なことからいきますと、事業収益が4億円、それと事業費用の減額分が1億円ということで、営業利益(マイナス)9億 3,000 万円が(マイナス)4億 2,400 万円と約5億円の数字のアップになったと思いますが、実際にここの4億円という数字、あるいは 22 年についても、3億 8,000 万円が見込みとして上がっているわけですが、ここの上がった要因は、理事長としてご努力いただいた結果ではございますが、理事長としてどういったことが考えられましょうか。

鈴木医療公社理事長

はい。この費用の中の給与費が結構増減しております。これは、まだ退職手当が引き当てられておりませんので、その年度に退職される人の退職手当等については、全額収入の中の賄いから支出しております。そうした関係で、21 年度は9人であった定年退職者は、22 年度は 17 人定年で退職される人たちがいるということで、23 年度以降も増減がありますが、そうした形で 22 年度は 21 年度に比べると思った以上の収益という結果になっていないというものです。

山本和夫委員

というより、事業収益のアップというのは、何か引当金を市からもらってきてやっているわけですか。

鈴木医療公社理事長

いや、事業収益の増は、病院としての患者の受け入れの増だけではなく、入院の患者数の増だけではなく、手術件数の増とか、22 年度につきましては皆さんご存知の通り、診療報酬改定があり、わずかな率だが、大きな病院でたくさんの急性期治療、手術等をたくさんやる場所については報

酬単価が上がった関係で収入増につながっている部分大きいものがございます。

山本和夫委員

そういったことから、パワーポイント 10(ページ)になりますけど、23、24、25 年度にかけて、事業収益の増が鈍化してくるということなんでしょうか。

鈴木医療公社理事長

はい。

山本和夫委員

もう少しご努力いただいた結果として4億円(の事業収益)が出てきたのかなと思っておりまして、それが確認できればと思って質問させていただきました。

もう一つ、この問題が提起されたときに従業員さんの給与費が非常に他と比べて高いという話がありました。現実はそのだけの問題ではないということが、色々な数字を追っかけてくる中で分かってきた。全てが従業員さんの給与のせいにしてしまうというのは見当違いだと。それも問題の一因ではあると思いますし、今後はもう少し他の優良な結果の病院と比較しながらやっていただく必要があると思いますが、それ以外に大きな問題というか内部要因があって、それまでの赤字がある、意識改革がこのプラスになったと考えますが、ただ人件費の問題につきまして、もう少し細かいところで伺います。23、24、25(年度)で、ここの給与費というのは、先ほど理事長の説明によりますと、人件費の引き当てができていない、あるいは年齢構成の問題で減らないんだということですが、そうしますと、これ、44 億円、市で保証していただいている部分を、この 23、24、25(年度)では公社の会計で処理をしていこうという数字になるわけですか。

鈴木医療公社理事長

はい。私としては、理事会として、できる限り早期に未引当の部分は財政措置をしてお金を出していただきたいんですが、まだこれは、どのような方法、どのような内容でそうした受け入れ、またはお金を出していただくことは決められてはいません。具体的になるまでの間は現状と同じ制度または内容の上で収支を見込んでいますので、もし 23 年度から、ある程度まとまった未引当の部分に対して財政支援がされてくると、この給与費についてはもう少し削減されてまいりますので、収益に貢献するかなとは思っております。

山本和夫委員

大変に細かいところでしたけど、とにかく今期が3億 2,000 万円ほどで3年経っても4億円というところだと、そのままですと、どこかが少し緩めば、経営上問題が出てくるのかなと思いましたが、それは市側とよくご協議をいただいて、もう少し全体として見れば、これだけ大きな病院では黒字体質というわけにいかないだろうと思います。余分な計算かも知れませんが、もう一度ご努力いただくようお願いをしたいと思います。

御室会長

はい、ありがとうございました。質疑意見がほぼ出尽くしたようですので、医療公社の経営健全化

につきまして、私から三点ほどにまとめていきたいと思っております。

まず一点目、地独法人化を白紙撤回したことについて少しコメントをしたいと思います。行革審では平成 20 年3月の中間答申におきまして、市が地独法人化を選択したことを受けまして、健全な財務基盤で医療センターを地独法人化しスタートさせる必要があるという提言をしました。しかし、これは何が何でも地独法人化をしなくてはいけないということではなくて、医療センターの意思決定と業務執行を首尾一貫させて経営責任を明確にするという目的を果たすためのひとつの手段として示したというもので、その目的が実現されるのであれば地独法人化にこだわるわけではありません。今回の白紙撤回について異論をはさむことはないと思っております。撤回して方針転換による色々な危惧もあるわけですけど、ぜひその辺りをしっかり念頭に置いて改革を進めていただければよろしいのではないかと思います。

それから二点目です。スライドの 15 ページを出しておいてください。今後のスケジュールというところですね。浜松市は、医療センターに期待する公立病院像をやはりしっかり明確にすべきではないかということが、今、委員の意見として多く出ておりました。このスライドに出ている通りであります。ここで公立病院像が出てくるというのは一連の手続きの最後の部分で、しかもそこから検討するという形になっております。確か「検討する」ということは、これは失礼な言い方かも知れませんが、お役所の言葉では「やらない」と同じ意味だと思っております。これはさておいて、期待される公立病院像が決定をされなければ、結局今後の計画は何も進まない、何も変わらないということになるのではないかと思います。いってみれば、このスケジュールでは、やることの順序が少し違うのではないのかなという印象を私は持っております。まず9月に名前の変更を計画されてるようですが、名前を決める前にやはりやるべきことがあるのではないかと思います。さらに、浜松市は今後も医療公社に市の一定の関与をしていくということとしておりますが、公立病院としての役割がやはりしっかり決まらなければ、一定の関与とはこれからどういうことなのかと、具体化ができないのではないかと思います。まず、そのやるべきことは公立病院像を検討するのではなくて、決定をして、きちんと整理した上で、市がどこまで医療公社に関与するのかを、ぜひ市民の皆さんに分かりやすく、かつ具体的に説明をしていただければと思っております。

それから、最後の三点目です。過去のあやまちを繰り返さないように、ぜひ、してもらいたい。今回の方針転換では、結局、医療公社の組織運営、この体制はこれまでと何ら変わることがないということの意味するわけでありまして、従って、少しうがった見方をすれば過去の経営の失敗が繰り返される可能性は否定できないと思っております。21 年度(以降)の収支改善(見込み)につきましては、実際のところは鈴木理事長ほか職員の皆さんの努力があったということは当然認めておりますが、たまたま診療報酬の制度改定がうまくはまったという大きな要因もあったことは事実でありまして、かなりの追い風が吹いたのではないかと思います。まだまだ強固な財務、あるいは財政基盤がしっかり確立をしたからだということではないと思っております。これからは従来のように単に市の外郭団体という理由だけで、ルールを度外視して市が赤字を補てんするということは絶対に許されたいはずであります。そして、公社は自らの力で安定した病院経営が実現できるように、経営スタッフをしっかり育成していただいて、病院経営の意思決定と業務執行を首尾一貫させるべきではないかと思っております。その上で、先ほど色々な意見も出ておりましたが、外部評価委員会がしっかり機能をして、厳格なチェックが行なわれる仕組みを整えることを強く求めたい。また、そういうことを期待したいと思っております。万一、同じあやまちが不幸にも起きたときには、指定管理者の変更もせざるを得ないということになると思っております。

そういうことで、以上、三点をまとめとさせていただきたいと思います。それでは、時間もまいりましたので、ここで少し休憩を取りたいと思います。10分程度休みたいと思いますが、10時35分から次の審議を再開したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

(休憩)

(2) 資産経営について

御室会長

はい。それでは時間になりましたので、審議会を再開させていただきたいと思います。

それでは、次に「資産経営」を議題とさせていただきたいと思います。

浜松市は、合併によりまして、皆さんご存知のように膨大な土地と数多くの建物という資産を保有するということになったわけですが、施設の多くは昭和50年代に建設されたもので、近い将来、建て替えあるいは改修などの経費が大きな負担となってくるのではないかと考えております。第2次行革審で、こうした事態を想定しまして、経費の縮減をするために資産の選択と集中が必要だという答申をさせていただきました。これを受けまして、市は資産経営の推進方針を策定されまして、さまざまな取り組みを進めているということです。こうした取り組みが今後どのように活かされていくのか、審議をしてまいりたいと考えております。

それでは、資産経営について説明を財務部長からお願いしたいと思います。

鈴木財務部長

財務部長の鈴木です。それでは、資産経営について説明をさせていただきます。大きく分けて、施設評価の結果と今後の取り組み、それから先ほどお話ありました資産経営推進方針に登載した個別方針ごとの取り組みということで、大きく二つに分けて説明させていただきます。

まず初めに、施設評価の結果と今後の取り組みについて、そこに記載の1から6について順次説明をさせていただきます。

次に、目指すべき資産経営の姿ということです。これについては、資産経営推進方針の中で述べられておりますが、基本的な考え方を示したものでして、まず一点目として保有財産の縮減と効率的な施設運営、それから二点目として既存財産の戦略的な有効活用を進めること、それから三点目として安全で快適に利用できる施設やサービスの提供ということで考えております。

次に、施設評価の進め方ということで、これまで施設評価をしてきたものですが、施設評価につきましては、まず市が所有する約2,100施設全てを対象にして、まず情報を一元化しました。そのうち、主要な施設700施設の施設評価を20年度、21年度に実施しました。そして残りの1,400施設については21年度、22年度で評価を実施しているものです。そして評価で継続とした施設については適正化計画を作成し、そして、廃止とした施設については廃止計画を26年度までの5年間で作成して計画を進めることとしております。それから、継続とした施設につきましても全庁的な視点で再配置計画を作成するものです。

次に、その手法ですけれども、まず1次評価としまして建物個別の劣化状況などから個別に評価を行なったものです。そして(2)の2次評価では、そのような個別の状況からもう一つ進んで、同一施設群の中で相対的な評価も行なっております。そうした評価を行ないまして、(3)の評価分類のと

ころですが、その評価に加えて地域性や周辺施設の状況などの視点を加えて継続、それから廃止の分類をしたものです。

次に、4として地域、利用者の声の反映ということですが、この評価については、まず(1)として地域協議会へ評価案を提示しまして、それから(2)として、市政モニターや施設利用者へのアンケートを実施して、それをその下の総合評価へ反映し、総合評価を行なったもので、1次、2次評価の中で廃止とされた施設のうち、特に市民の方々が利用される17施設について総合評価を実施したものです。そして、要望や状況を踏まえて多面的に検討を行なったものです。

次に、5の評価結果です。これは施設分類ごとの評価の状況の一覧で、全体としまして、合計の欄の一番下ですが、736の施設について、それぞれ評価結果を示したものです。次のページから少し詳しくそれを説明させていただきます。

次に、これは評価結果のうち、継続と評価したものの内訳です。全体の736施設のうち一番下の計の欄ですが、610の施設について継続としたものです。この継続を少し分類しますと、左側の評価のところですが、まず設置目的、内容を継続するとしたものが236施設、施設の種類と施設については、その右に記載の通りです。そして、継続はしますが内容など改善が必要なものが233施設。そして三番目として、機能統合や再配置など見直しが必要なものが43施設です。そしてその下、管理主体の変更ということで、自治会等へ管理主体を変更すべきというものは98施設ということで、それぞれ評価をしたものです。

次に、廃止と評価したものの内訳です。これにつきましては、廃止は合計の欄ですが102施設で、この主な施設分類については庁舎、職員宿舎、そこに記載の通りです。そして、個別の主な施設については右に記載の通りです。

次に、今後の取り組みです。(1)として適正化計画ですが、先ほど申し上げましたが、継続と評価した施設については今後5年間の適正化計画を作成してまいります。この計画の中では、評価により明らかになった課題の解決や、それから施設改修などを通じて施設サービスの向上を目指すというような内容を盛り込んだ計画をつくっていくものです。

次に、廃止とした施設については、廃止計画を作成していくもので、これについても5年以内に、二点目にありますが、施設の廃止や建物の取り壊し等、具体的な手法についての計画を作成して5年間で実施をしてまいります。その計画の策定にあたっては、地元の状況等を配慮しながら計画を作成してまいります。

次に、それからもう一つ、先ほど申し上げました736施設に加えて第2期の施設評価の実施ということで、2,100施設のうち、残りの約1,400施設について第2期の施設評価を実施していくものです。内容としては、先程来、申し上げているような内容と一緒に、下にあります対象施設が前回の第1期と変わって、1,400施設の内容ですが、学校、それから消防関連、これは防災倉庫等です。それから市営住宅、書庫など、1,400施設について先ほどと同じような取り組みをしていくものです。

次に、(4)として施設の再配置計画です。これは先程来、申し上げております施設評価における分析を踏まえて、庁内横断的な視点での再配置の計画を策定していくものです。その構成としましては、基本的な方向と個別計画という形で構成をして作成していくつもりです。

次に、(5)の施設管理運営適正化タスク・フォースということで、これは施設の管理運営について集中的に庁内プロジェクトを設置しまして、調査、分析をしていくもので、市民サービスの向上やコストの適正化を目指すもので、本年9月には(分析結果を)公表の予定です。

次に、大きな二番目として、資産経営推進方針に登載しました個別方針ごとの取り組みについて1から5の記載の項目に沿って説明をさせていただきます。まず、一点目の普通財産の分類・処分です。これは(1)にありますように、普通財産の分類整理及び活用可能財産の積極的な処分及び貸付の取り組みです。これにつきましては、普通財産の調査を行ないまして、実態にあわせて事業財産、計画財産、貸付財産、遊休財産という形に分類したもので、その表に記載の 2,157 件、388.9 ヘクタールについて調査に取り組んだものです。普通財産としましては、まだこの2倍ほどありますので、それについても順次調査を進め、分類を進めて、活用可能財産の実態解明にあたりたいと思っております。それから、現在調査したものについては貸付、それから売却処分が可能な財産をホームページにて既に公表しておりますし、その場所については管理地の看板を設置しているものです。

次に、今後の取り組みです。その財産の処分ですが、境界の確定や測量など、売却条件が整った財産から順次売却をしていくものです。10 月に第1回目の公売を予定しているものです。それから、市の土地ではありませんが、土地開発公社の土地についても計画的な処分を進めていく予定です。それから二点目にありますように、今後も普通財産に関する整理作業をさらに進めていくものです。

次に、二つ目としまして、借地の解消の取り組みです。これにつきましては現在、(1)ですが新たな借地については、取りやめと、それから、借地についても積極的に解消していくということで、取り組みを進めているものでして、マル1ですが借地に関する要綱を 21 年度に制定しました。そして標準契約書を規定しまして、しっかり市の資産が保全できるような形で取り組んでるものです。それからマル3で借地の解消の中では、特に市の施設の借用に関する方針に基づきまして、学校借地の計画的な解消に取り組んでいるものです。

次に、今後の取り組みですが、引き続き計画的な借地の解消を進めるもので、学校敷地の関係につきましては今年度 9,000 平方メートルを対象に借地の解消に取り組んでいるものです。それから二点目としまして、国、県との借地、それから貸付地の交換にも取り組んでまいります。

次に、3として、旧庁舎の利活用ということです。(1)にありますように、組織変更等による庁舎空きスペースが少しありますので、その有効活用に取り組んでおりまして、記載のような状況になっており、たとえば佐久間の地域自治センターのフロアについては遠州中央農協へとか、簡易郵便局へ貸し付けておりますし、今年度から国土交通省への貸付も開始しております。それから、それぞれの地域自治センターの空きスペースについては土地改良団体や社会福祉協議会へ使用許可をしております。また、新たな取り組みとして、引佐の地域自治センターで市民協働スペースとしての活用も開始をしております。

次に、今後の取り組みです。これについては引き続き利活用を進めるということで、もう一つの視点としては旧庁舎周辺の施設を集約してまいりたいということも考えております。それから、この利用につきましては地域利用を優先してまいります。あくまでも主体は地域主体で利活用を進めたいということです。そして、地域から提案がない場合は、一般公募等の取り組みもしていきたいと考えているものです。

次に、4として廃校・廃園の利活用です。これにつきましては、中山間地域の廃校・廃園の利活用による地域振興、地域活性化の推進を行なっているもので、現在の具体的な例としましては、天竜区内で4校を活用しております。7校についても要望がある状況です。個別の案件では校舎の1階、これは浦川中学校ですが、これを公民館に転用する予定で、それから他の廃校についても

自治会集会所として活用の例もあります。

次に、今後の取り組みです。これについても引き続き中山間地域、天竜区内、北区内の廃校・廃園を中心に利活用を進めていくもので、公募等で利活用をしてみたいと考えております。

次に、5の施設の長寿命化についてです。これにつきましては、改修費もかさんでまいりますので、計画的な改修実施による施設の長寿命化と長期的な財政負担の軽減・平準化を目指して取り組んでいるもので、20年度、21年度では、そこに記載の調査を実施しております。

次に、今後の取り組みです。これにつきましては、マル1にあります。市有施設全体の修繕費を推計するシステムを本年度に構築します。それで出てきた修繕費等につきましては、今後、作成していきます財政計画の中にその修理経費等を織り込んだ形の計画をつくってみたいということで、そういう計画的な改修を実施することによって、施設の長寿命化、それから財政負担の軽減、平準化を図ってみたいと考えているものです。

以上で説明を終わります。

御室会長

はい、ありがとうございました。

それでは、各委員からご意見、質疑をお願いしたいと思います。はい、山崎委員、どうぞ。

山崎委員

はい、それでは、私から。

(市税収入と滞納額の推移の)パワーポイントを出していただけますか。これは、資産処分もそうなんですけど、先ほどいった医療公社の改善もそうですが、ここの表の通りに、なぜ、資産経営とか行革が必要かということで、この表でつくってみました。平成19年度から22年度の予算額ですけども、市の税収が約189億円減るといふ紛れもない事実なんですね。こういう中で、市の行政をやっていくということについては、よほど我々市民の皆さんも考えを変えながら、もちろん行政サイドでも行革とか経費の節減はしますけども、やはりこういう実態をまず知った上で検討しなければいけないと思っております。それから、2、3日前に未納収納というのが出ましたけども、市税だけで見ますと、19年度が約76億円、それから20、21年度が82億円と、これは色々な経済情勢等々にもよるんでしょうけども、逆に滞納額が増えてきているというような形になっているわけです。それとあわせて、鈴木部長に質問したいんですが、高齢化、国民健康保険等々、実質的なやむを得ない経費の伸びというのは、いくらくらいあるものですか。逆に、経費の伸び額というのは、

おそらく今、政府が1兆4,000億円とかいってますよね。別枠で今度は来年度予算編成するとか、これはもうやむを得ないというか、言葉は悪いんですけども。市としたら、どのくらい。

鈴木財務部長

おっしゃってるのは、いわゆる生活保護の経費とか医療費とか、そういうことだろうと思っております。

山崎委員

はい。

鈴木財務部長

具体的に今数字は持っていませんけども。申し訳ございません。

山崎委員

そうですか。はい、分かりました。結構です。

おそらく社会保障費が当然少子高齢化になって増えてきた介護保険等々、これは同じシステムをしていても増えると。そうするとますますこういう風な、市としても財政状況が非常に悪くなる。こういうことを踏まえながら、我々も行革等していかなければいけないということで、ここで市民の皆さんもぜひ、こういう実態であるということをご理解していただければと、こんな意味でつくらせていただきました。

次のパワーポイントに、市の借入金がどうなっているかと。これも、もう以前出ておりますが、市債残高と書いてありますが、企業でいうと借入金、つまり借金に当たるわけですが、これが 5,291 億円、21 年度末にあります。これも年々皆さんの努力で少しずつ残高を減らしてきていますが、相当多額な借入金が今現在残っているというようなことで、これもますます行革をして、やらなければいけないと思う資料になるかと思しますので、ぜひまたご覧いただければと思います。この中で特に、市債の残高で私も初めて知ったんですが、上下水道にかかわる借入金が 5,291 億円のうち 2,153 億円ある。この中の内訳が、下水道でほとんど 2,000 億円いっていると。非常に多額な投資をして借入を起しているというような実態になっております。以上、財政状況といいますか、こういう状況になっている中で、ただいま、これから申し上げるのは、資産の経営についてですが、まず頭に入れておいていただいて、説明してみたいと思います。

次のパワーポイントは、遊休資産の処分状況です。利用可能な、処分が可能なものが、実は 144 件あるということで、21 年度の処分実績が 5 件ということです。先ほど 10 月にまた入札するとおっしゃってましたが、5 件では少しさびしいものですが、10 月は予定として何件くらいお出しになりますか。

鈴木財務部長

20 件くらいは出す予定です。

山崎委員

そうですか。こういうご時勢ですから、なかなか入札に応じにくいという場合もあると思うのですが、この 144 件をぜひ早く精査して、どういう売り方をしていくかというのを考えていただいて、できるだけ売却のスピードを上げていくというようなことをしていただきたいと思っています。

それから、次の(普通財産の分類・処分、管理地看板の設置の)パワーポイントで、ケチをつけるわけではないですが、たとえば、(活用可能財産に)管理地と書いてあるものですから、分かる方は分かるんでしょうけど、知らず手段がホームページ等々でやっておられると思うのですが、非常に分かりにくいものですから、もう少し工夫していただいて、それとホームページだけではなくて、色々なことがあろうかと思いますから、ぜひそういう形で市民の皆さん、一般の方が分かりやすい、ホームページ以外の知らせる方法をぜひ考えて、やっていただいて、この売却を早めて、売却件数を増やしていただきたいというのが第一点目です。

それから、次の(部門を越えた資産の有効活用について)パワーポイントにある資産の活用方法ですが、資金管理についてもそうですが、この資産経営ということで、市の主要部の普通財産、そ

れから先ほど出たのは、土地開発公社は市が今管理してるとおっしゃってました。それから、これは他の上下水事業というのが単独で資産管理していると思うのですが、ここで申し上げたいのは、やはり市の外部団体とはいえ、ここで一元の管理をして、そこでジャッジして売却をしていかないと上下水道部だけで売る、売らないとやってやるのは非常に非効率ですし、また市民の皆さんにも非常に分かりにくいわけですから、この辺をぜひ一元管理をして資産経営課で売却を進めると。タスク・フォースをつくって横断的な検討をしていくが、それではなかなか責任の所在がはっきりしないものですから、大変かも分かりませんが、ぜひ、資産経営課で一元管理をして、売却もその窓口でやっていければ非常に効率的になるのではないかなど。それとあわせて、外郭団体、外部のそういう遊休資産も一緒に把握して、やっていただきたい。その辺はどうなんですかね。

鈴木財務部長

今おっしゃられたのは上下水道部との連携ということですか。それについては充分情報交換をして、連携をして売却をしていきたいと考えています。

山崎委員

ぜひ把握していただいて、簡単にいうと一元管理をしていただきたいということです。

それから次の(部門を越えた資産の有効活用について「リハビリ病院、上下水道部」)パワーポイントです。リハビリテーション病院が和合町のところにありますが、これが約6万平方メートル、3万坪弱です。それからもう少し東に、城北工業高校の前に上下水道部がありますが、これが約3万5,000平方メートル、約1万坪あります。今、リハビリテーションの改築が話題になっていますが、果たして上下水道部の使われ方がどういう風になさっているのか、質問したいのですが。

この上下水道部の3万5,000平方メートルはどんな使われ方をしていますでしょうか。

鈴木財務部長

それでは、分かる限りで説明させていただきますが、そのところについては、上下水道部の庁舎もありますし、それから駐車場等で使っていると理解しています。

山崎委員

はい。それで、鈴木部長を責めるわけではないんですが、ここの資産経営課で、外部の利用状況とか資産の遊休状況とか把握して、本庁でこの病院と、もしもこれもどっちかを利用するだとか、どこか移転できないだろうかとか、縦割りの組織になっているものですから、今いっている遊休資産を売却するというのは当然で、さらにその上で部門を越えた利用方法等々考えた中で、売却という意味ではないんですが、資産を生み出して、より高度な利用方法とか、不必要だったら売却するだとか、そういう風に部門を越えた資産の統廃合というか、検討した上での、またもう一步進んだ資産経営というのを、これは二つの例ですが、やっていただければ、資産経営がより一步高度化したものになるのではないかと。これも一元化したところで管理しないと、できないと私は思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それからもう一つ余談になりますが、先ほど医療公社の話が出てましたけども、3号棟は比較的新しくできていると。たとえば今、リハビリテーション病院が建て替えの話が出ています。これも多分50億円くらいかかると思います。たとえば資産経営で、仮にまだ決して医療センターが建て替える

と決まっていますけれども、3号棟が新しい建物だと思いますので、そういうものをリハビリテーションの病院に振り替えて活かしてやっていくとか。なかなか病院経営だけのセクションでいくと、そういう頭が回らないものですから、もう一歩上へ踏み込んだ資産経営というのをやっていただきたい。これは、そういう意味で出しました。

それから次に、最後になりますが、現在、既設の効率的な運用ということで、建物です。実は10箇所に本庁の機能が分散しています。機能よりも連絡といったことのロスが膨大だと思います。それとあわせて、市民の皆さんが、たとえば鴨江分庁舎に農業部門があつて農振除外(農振整備計画の変更)して、次は元目分庁舎へ行って、また次の手続きをすとか、市民の皆さんも非常にやりにくい点の一つ。それから何よりも職員が分散して働いているという大きなロスが出ていると思いますので、本庁の中へ組み込んでいただける方法はないでしょうか。これ、どなたでしょう。

鈴木財務部長

私からお話しますけれども、全体的に物理的なスペースの問題がありまして、今まで民間ビルを借り上げて職員がいるところをつくっていたんですが、現在、民間ビルの借り上げはなくなったんですが、ある施設の中で少し分散して何とか収めているという状況です。

山崎委員

それで、今の本庁の中では入れないというわけですね。

鈴木財務部長

物理的に、面積的に無理ということです。

山崎委員

そう思うんですが、たとえば不特定多数の市民が行く1階とか2階は良いですが、特定の方が行かれる廊下の広さ、幅の広さといったものを少しチェックしてやれば、相当数のスペースが浮いてくると思います。ですから、そういう発想を変えていただいて、本庁内をどうやったら効率的に、しかも市民の皆さんにサービス低下にならずに、もう一度検討をしていただければ、こういう分散したものが全てとはいわないにしても、市民の皆さんが一番不便をかけているようなのを集中的に集約するとか、そういう形でこれはやっていってもらえればということがお願いしておきたいと思います。

次に、最後になりますが、この赤いところの牛山別館ですが、これは聞くところによると人事委員会が入っているということですが、これは廃止できませんか。少し細かい例で申し訳ないんですが。

鈴木財務部長

牛山別館につきましては、借地でもありますので、少し検討しているところです。

山崎委員

検討というのは、廃止できない理由があるわけですか。

鈴木財務部長

今すぐではないですが、一応施設評価の中では廃止という評価をしておりますので、今後5年か

けて廃止計画をつくっていくということで考えているところです。

山崎委員

廃止ということで良いですね。

鈴木財務部長

廃止の方向で、具体的に計画をつくって廃止をしていくと。

山崎委員

それで、賃料は年間いくくらい払ってるのか。これは借地と聞いているんですが。

鈴木財務部長

資料がないようですので、申し訳ないです。

山崎委員

おそらく、これは千万円単位の賃料が払われていると思います。

鈴木財務部長

そんなに高くないと思います。

山崎委員

いや、一回調べてみてください。

鈴木財務部長

千万円単位というのは、山全体のことですか。

山崎委員

そうです。

鈴木財務部長

ここの牛山別館だけですと。

山崎委員

(牛山)別館だけでなく、公園用地の全体です。

鈴木財務部長

山全部ということで。

山崎委員

はい。

鈴木財務部長

道路も含めてですので、だいぶ大きな金だと思いますけど。

山崎委員

そうですね。ですから、それこそ先ほどいった借地の解消ではないですが、そういう対象に挙げるとか、できるところから進めていってもらわないと、先ほどいったような膨大な税収減になってきますから、ぜひ、きめ細かく、ひとつ進めていってもらって、お願いしたいと思います。

最後になりますけども、売却は資産経営課でやっていると思うんですが、たとえば、他の方法を使って売却していくと、促進するというお考えはありますか。

鈴木財務部長

大量の用地を売却することになりますと、なかなか職員では対応は難しいと考えておりますので、民間委託等も検討しております。

山崎委員

はい、分かりました。すみません。

御室会長

ありがとうございました。ほかの委員、いかがですか。岩田委員どうぞ。

岩田委員

最初に、この資産経営の一番目と二番目の資料にあるのですが、施設評価と普通財産は、我々一般人からすると分かりにくいのですが、どう違うのでしょうか。もっといえば、普通財産というのは土地なのでしょうか。資料の16ページの、土地の中での事業財産、計画財産、普通財産、それから一番初めの資料の7ページの評価結果の施設。この違いを少し教えていただけますか。

鈴木財務部長

まず、施設については建物と考えていただいて良いと思います。そして、先ほどの普通財産のところですが、ここで普通財産といっているのは、建物の普通財産もありますけど、ここで書いてあるのは土地のことです。

岩田委員

行政の場合だと、行政財産と普通財産の二つの種類があって、それでトータルでこういう財産になるのかなど。行政財産というのは行政に直結している財産で、庁舎とかそういうようなもの、それから、それにかかわる土地、それから、普通財産はそれ以外のものと、そういう考え方でよろしいですかね。

鈴木財務部長

結構です。

岩田委員

ここで少しお聞きしたいのは、資料の 25(ページ)、今後の取り組みの中で、市有施設全体の修繕費を推計して、より適切なお金の使い方と施設を運用しましょうと、それから利用しましょうという話なのですが、すみません、行革審の資料を出してもらえますか。実は、これ、ずっとお話をお聞きしていて、橋や道路というものが、この、今回の資産経営の中には入っていますでしょうか。

鈴木財務部長

基本的に、資産経営課で扱っているのは普通財産で、たとえば橋とか道路につきましては、土木部で長寿命化等について検討しているということです。

岩田委員

そうしますと、この市有施設全体の修繕費を推計というのは、どうなるのでしょうか。たとえば橋のこの表を見ますと、もう建設からかなり経っていて、あと 10 年くらいすると大方の橋が、もう 50 年くらい経過してしまう。そうすると橋の耐用年数、コンクリートなりそういうようなものが、もう耐用年数が近づいてくる。それで、ひとつあるのは、昭和 30 年くらいから 40 年くらいに建てて、その当時と今とでは、たとえばトラックの大きさ、それから通行量はかなり違っていると思うのですよ。そうすると、かなり橋のダメージは大きいのかなと思われまます。そうすると、耐用年数が近づいてきている中で、その橋の老朽化に対する長寿化、長命化、それから建て替えとか架け替え、そこら辺の話というのは市の財政にかなり影響を与えるのではないかなと思われまます。それから市がこの資産経営の中でいっている市民サービスというか、これ、韓国で橋が落ちたことがありますけど、橋が落ちれば市民の命にかかわることだと思うのですが、市として、そこら辺のところは土木課だけに任せて良いのかどうかというのをお聞きしたいのですが。

鈴木財務部長

おっしゃる通りなので、そこについては、しっかり修繕とか耐震補強等をしてまいりますので、そのこのところの経費もどんどんかかっておりまして、全体の、たとえば土木費予算の中で、だんだんその占める割合が増えてくるとか、全体の中で必要なところをやっていくということ、そんな風に考えています。

岩田委員

そうですね。何がしたいかといいますと、この資産経営を一元化しようという市の考え方の中で、なぜ橋が、私の考え方だと、一元化であるならば市のいわゆる施設、それから橋も道路も、それから下水道も含めて、全ての財産というものが一元化で管理されるのかなと思っていたのですが、そのこのところが一元化はされていないということですね。

鈴木財務部長

市全体の中では市長を中心にして危機管理とかそういうことをやっているわけですから、大きな意味では一元化ということで考えておりますが、今やっているのは、資産経営ということで、普通財産を中心にして、いかに合併で増えた財産を整理して、効率的な使い方をしていくかということ、

今、段階としてやっているということで、少し段階を踏んでいると考えております。

岩田委員

はい。そうすると、将来的にはそういうことも市としてはお考えと。というか、そうせざるを得ないんでしょうね。

鈴木財務部長

そういうことだと思っています。

岩田委員

先ほど山崎委員のほうから話がありましたが、財政がだんだん逼迫していく中で、どれを最優先にしていくのかという話のときに、一元化せざるを得ないと思うのですね。いわゆる優先順位を付けざるを得なくなってくると思うのです。そうすると、どこを一番初めにやるのか、どこから手を付けるべきかといったときに、一元化されてコントロールしない限りは、いわゆる土木課なり水道課とか、色々なところの課が分かれていれば、自分のところを最優先にしたいというのは通常の話だと思います。そういうことをコントロールするのが資産経営だと私は思いますので、そこら辺のところでも一元化して、それでコントロールをしていただきたいと思います。

御室会長

ほかの委員、どなたかありますか。井出委員、どうぞ。

井出委員

市の説明資料の 19 ページをお願いします。この中に国、県との借地の交換とありますが、今、実際に借地の交換の検討に入っている場所、土地、あるいは検討の可能性の大きいある土地というのは、あるのでしょうか。ありましたら、具体的にお示しいただきたいんですけれど。

御室会長

はい、財務部長、清田さんのほうかな。

清田企画部長

企画部のほうで県との意見交換の窓口もしていますので、私のほうから申し上げますと、県のほうで、今、市の市有地を使われているような土地があります。県からのお話の中では、政令市移行時に、少し細かい話になるのですが、弁天島に県の施設、県有地があったのを今後は市で、というような話をいただいているような土地などもあります。そういった土地がある一方、県の施設で、市の市有地があるところが一部あります。たとえば、ガーデンパークの中にも一部まだ市有地が残っているようなところもありますので、そういったところも含めて、それぞれの施設、市の施設であれば市、県の施設であれば県というような流れの中で協議を進めていきたいと考えております。

井出委員

はい。それは、県の土地ならば県が管理し、市の土地ならば市が管理するのが一番合理的な

方法であるということの考えのもとでしょうか。その借地の交換が全て整った場合、維持費等でどのくらいの節減に効果が出るのかということの試算はありますでしょうか。

清田企画部長

特にご指摘の部分について、何か大きな維持費が発生しているという観点は、今、この土地をイメージする限りではないかと思いますが、いずれにしても、お互いの使っているところが違うのであれば、こういった貸借の関係を整理しないといけないとか、そういう業務量はもちろん発生しておりますので、そういうところは、お互い交換できれば、そういう事務もなくなってまいりますし、そういう資産経営のお互いの適正化という主旨では進めていきたいと、私ども、お話をさせていただきまして、県もそこは前向きだというように認識しております。

井出委員

はい、ありがとうございます。そうすると、業務量にかかわる人件費が少し減るだけというくらいのことでしょうかね。私たち市民からすると、市民であり、県民であり、国民であるので、土地が有効に利用されない理由の中に、その所有権がどこにあるかというような問題がもしあるとすれば、そこは早急に整理していただいitさなければならないと感じます。もし何らかの抵抗があるのであれば、それは市民としては県民の立場もあるわけですから、両面、そこに我々の希望に沿うような形の整理を、県のご理解、国のご理解もいただきながら進めていかれるべきであると感じます。

それから、先ほどの市税収入のグラフからも、今後の社会保障費が増大していくことは明白です。これからの日本は上向きの時代から歯車が逆回転した時代に入るということは、もう市民として、県民として、国民として、全員で受け止めなければならないと思うのです。資産経営の観点で今、一元化から始めて色々な点で、問題のある場所を合理的に整える方向性を見出そうとしていると思うのですが、まだ緒についたところでしょうか。今、一元化から進めていくことによって、早い段階で基礎資料の一元化が活かされて、合理的な管理、経営方法に移行していくことが望ましいのですが、今すぐというわけにはいかないと思います。しかし、急いでやっていく必要があると思います。

それで、大きく進めるためには、資産管理に限りませんが、第2次の行革審のとき、意見書の中で合区の提言もさせていただいているわけです。施設の利用も効率的な運営をしていく、合理的な運営をしていくためには、やはり運営の体制がなるべくシンプルにつくられているということが大事だと思うのですが、県と市の土地をシンプルにしていく、整えていくということと同じように、運営の体制も整えてほしいと思います。

先ほどの橋とか道路の話、これも市の資産になっているわけですが、政令指定都市になったときに県から市のほうに色々移譲されてきたという経緯の中で、結局どんどん、生活者の身近なところに問題がすり寄せられてきているというような感じを受けるわけです。今、そして、浜松市は政令指定都市を選択したときに7区という非常に多くの区の数を選んでしまって、その時点でのその選択は決して間違っていたというつもりはありません。しかるべきプロセスで決定されたことなので、それは良かったと思いますが、でも、これから先を考えると、果たしてこんなにたくさんの区で人の管理、資産の管理がうまくいくのでしょうか。すっきりと発展的に合区をして、区の数进行少なくなる。そうすることによって、資産管理についても、とても有効に税金が生きてくるような仕組みをつくり上げていくことができるのではないかと思います。だから、個々の資産の管理もひとつひとつ問題点があれば、それをつぶしていくことはとても大事なのですが、もっと大きく抜本的に変えるということ

を、やはり合区ということも将来的には視野に入れて、あわせて考えていっていただきたいと思えます。以上です。

御室会長

はい、ありがとうございます。時間もそろそろ押してまいりましたので、それでは、私のほうから資産経営について少し取りまとめをしたいと思っております。

まず、申し上げたいのは、資産経営という言葉ですね。これ、辞書で「経営」という言葉を引きますと、事業目的を達成するために継続的、計画的に意思決定を行なって、それを実行に移し、事業を管理、遂行することと出てまいります。行革審を約9カ月間やってみて感じておりますのは、本件に限らず、浜松市は立派な計画は非常におつくりになっておりますが、どうも肝心の実行、管理という点については若干、まことに恐縮な言い方で申し訳ないのですが、甘いのではないかと。また、計画そのものに若干無理があるケースもあるのではないかと感じております。たとえば、先ほどの資料の3ページでしたか、目指すべき資産経営の姿として、その中の(2)で「既存財産の戦略的な有効活用の推進」という、大変カッコ良い言葉が書かれているわけですが、そもそも市の職員の皆さんが実際に資産を戦略的に有効活用していくことが本当にできるのでしょうかと、ちょっと感じております。民間の不動産業者さんなんかでも、一生懸命営業しておりまして、なおかつ経費削減に知恵を絞って経営を行なっているわけですが、戦略的な資産の有効活用ということであれば、そういう業者さんとも競争していくということになってしまうわけですね。市民は浜松市の職員の皆さんにそういうことを求めていると思いません。こんな風に戦略的な活用の推進というなど、こういうカッコ良い言葉を入れてしまうから、何を実行すれば良いのか、あやふやになってしまう。結局全部中途半端になって終わってしまうということになるのではないかと強く感じております。そうではなくて、まずは資料の3ページのスライドの1に書かれている、保有財産の縮減に向けて、民でできることは官はやらないという視点で、使わない資産は極力お金に替えて、財源の確保につなげていくということに力を集中していくことが、今一番やらなくてはならないことではないかと思えます。先ほど井出委員がいらっしゃいましたシンプル、これはすごく大切だと思うんですね。極力何ごともシンプルに。一点集中。こういうことが非常に効率化につながるということになりますので、ぜひその辺りもご理解いただければと思っております。色々、市のほうも課題がたくさんあって大変だとは思いますが、立派な計画をつくって満足するということではなくて、まずできることを本気になって一点集中で取り組んでいただくということを期待したいと思っております。やらなくても良いことはやらない。やるべきことはしっかりやると。経営というのは、マネジメントというのは、そういうものだと思います。

非常に辛口のまとめになりましたが、資産経営につきましては以上をまとめにしたいと思っております。

(3) ごみ処理事業について

御室会長

それでは、次の今日最後の審議事項に移ります。それは、ごみ処理事業についてであります。前回の公開審議会に続きましてこのテーマを取り上げましたが、浜松市のごみ処理には年間でおよそ77億円の費用がかかっております。この多額の費用を少しでも減らして将来の投資に充てていくために私たち市民ができること、それからしなければならぬことは何なのかを、改めて皆さん

と考えてみたいと思っております。

それでは、市のほうからごみ処理事業につきましてご説明をお願いしたいと思います。環境部長、お願いします。

山田環境部長

環境部の山田です。よろしく申し上げます。それでは、画面に応じまして説明させていただきます。

はじめに、ごみ量の推移ですが、これは 21 年度のごみ、資源物の量を記しているもので、27 万 3,797.6 トンです。前年度比はマイナス 4% になっております。これについては、地域の集団回収の収集量も減少しているということがありまして、資源回収事業者などに伺うと、紙自体の使用量が景気低迷のために減少している、また、広告紙の減少などが要因だということもいわれております。

次は、リサイクル率の推移です。21 年度についてはリサイクル率が 20.9% になっておりまして、前年度に比べ 2.8% 上昇をしたということです。その要因としては、西部清掃工場でスラグ、金属類がリサイクルをされているということが要因であるということを挙げています。

次は、政令市との比較です。まずは 1 人 1 日当たりの排出量です。これについては、本市の場合は 1,030 グラムで 6 番目になっております。また、ここには記してはございませんが、21 年度の推計値によりますと 986 グラムということになりまして、20 年度のこの表で置き換えますと第 3 位になるということです。

次は、リサイクル率です。本市の場合は 8 番目の 18.4% です。これも、先ほど申しましたように 21 年度は 20.9(%) という推計値がございますので、これにしますと 20 年度ではございますが 1 つ上がって 7 位になるということになります。

次は、ごみ処理単価を記してございまして、トン当たりの処理原価ですと 1 万 9,040 円、そして直接原価(減価償却費込み)ですと 2 万 6,872 円ということで、前回の行革審の公開審議でも説明させていただいております。

続いて、これは、ごみ処理単価の他都市との比較です。トン当たりの処理単価、そして 1 人当たりの処理単価を記してあるもので、本市の場合は、両方の項目ともに低いほうから 5 番目になるということです。

続きまして、ここでは、本市の分別品目の状況について記してあるもので、8 ページから 11 ページまでにその内容を掲載しています。最後の 11 ページの天竜処理区の龍山地域が一番多く 18 品目になっております。この理由は、資源物を行政回収しているということで、主に真ん中のアルミ缶、それから資源物の新聞紙、雑誌、段ボール、そういったものを行政回収しているということ。また、浜松処理区ではそれらを集団回収で行なっているという関係で、品目から少なくなっているということがいえると思います。

次は、類似都市との比較で、新潟市を例に挙げております。人口規模、それから合併時期も似通っているということで新潟市を挙げさせていただきました。この中で 20 年度決算の額が、本市が 156 億円になっておりますが、これについては清掃費全体の額でして、この中には新水泳場の建設費、あるいはし尿処理場の管理運営費等も含まれておりますので、このような額になっております。なお、20 年度のごみ排出量は 31 万 362 トンです。

次は、課題と解決に向けての取り組み(1)ということで、収集・分別にかかる地域間の取り扱いの統一としまして、合併前の地域での分別品目の違いがいまだに解決されていないということ。あ

と、収集頻度、たとえば週であったり、あるいは月であったりということで、そういった収集回数が違っている。それから、収集方法についても地域間で格差があるということです。今後につきましては、こういったことを踏まえ、ごみ減量、それから再資源化の促進、市民の負担軽減等を、さまざまな観点から踏まえた制度の統一を図っていくということで、24年度に決定しまして、25年度から実施を目指しております。

次は、経費と手数料についての項目です。これは事業系ごみの処理手数料です。市の処理施設に入れますと、本市の場合は10キロ当たり50円の処理手数料を徴収していて、ご覧いただくように政令市の中では一番安い金額でして、こちらの金額についての値上げを現在考えております。ただし、実施時期については景気低迷ということもありまして、検討をしているところです。

次が、取り組みの2で、こちらについては家庭系ごみの有料化の導入状況です。本市においては、粗大ごみ、家庭ごみともまだ実施をしていません。なお、本市におきましては、ごみ処理の有料化につきましては、ごみ減量のひとつの手法という位置付けをしております。最終的なものであるという考えの下で、ごみ減量をどうしていくかということ、現在検討し、今後進めてまいりたいということであります。

続きまして、課題の解決に向けての取り組みでして、こちらはごみ処理施設の体制の維持について記載しています。ここでは16ページから20ページに、それぞれの項目ごとに記載しています。これらについては、安定してごみ処理ができる施設体制に努めるとともに、ごみ減量を推進する中で、施設の統廃合、また第4清掃工場等の適正規模および最終処分場、これは埋め立て処理をしているところですが、その延命化を図ってまいりたいということで考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

御室会長

どうもありがとうございました。それでは、討議に入りたいと思います。井出委員、どうぞ。

井出委員

大きく二つのことを伺いたいと思います。

まず一点目ですが、ごみ減量の財政的効果について伺います。先ほどの6ページの説明の中で、ごみ処理コストがトン当たり1万9,000円、減価償却費も含めて約2万6,900円の経費がかかっているということがありました。ちょっとその前に、7ページのところでは、ごみ処理単価の他市比較で使われている数字は、2万296円とありますけども、これは計算式の違いによる誤差と考えれば良いですか。多分そうだと思いますが。

山田環境部長

こちらは環境省のほうに提出しているものでして、またちょっと算出根拠が違うものですから、このようになっております。

井出委員

分かりました。いずれにしても、トン当たり減価償却費含めて2万6,900円かかっている。そして、ごみ処理にかかる年間のコストを市民1人当たりについて計算してみますと、約9,300円かかっているということになるのですが、ごみを出すにもお金がかかり、それは私たちの税金で支払われて

いるということであるわけです。高いと見るのか、中には安いと見る人もいるのかしら、ちょっと分かりませんが、いずれにしてもお金がかかっている。これは、ごみを減らせば、単純に考えて処理費も減るということだと思おうのですが、ごみの減量に市民として取り組むということは、市民全員で参加できる行革でもあるのかなと思います。市は、ごみの減量について、1人1日 100 グラムのごみ減量をするというキャッチフレーズをつくって呼び掛けていますよね。もしそれが完璧に実行できた場合、1人が1年で 36.5 キログラムを減らし、市民全員で3万トン以上減らすことができるということになります。

今の 100 グラムという数字は目標として分かりやすいグラム数だということであるかと思いますが、もちろん、出すごみを減らせば、それと正比例して処理コストが減るといほど単純なものではないと思います。

ごみ処理施設の建設費用や、長期的にごみの施策をどうつくっていくかによって、かかるコストというのは変わってくると思います。市民が取り組む中で、市から受ける説明の中に現実味のある話がいただければいただけるほど、市民としてはごみの減量などに前向きに取り組めるようになると思うのですね。たとえば、市は平成 30 年に新たな清掃工場を新設して、そして既存の清掃工場をいくつか休止していくという方針を持っていらっしゃると思います。そのことで、かなり大きな経費の節減ができるとお考えかと思うのですが、もし金額がパッと出るようでしたら教えてほしいのですが。

山田環境部長

我々は、(全世帯が毎月ごみ袋を1袋減らせば)3億 8,000 万円ということではいる反面、そちらにつきまちは固定費、それから変動費がありますので、すぐその額が翌年の予算に反映されるかといいますと、全てではないということでは考えております。それよりも、今委員がおっしゃったように、減量をしたことによって将来つくられる第4清掃工場などが省力化でき、投資する金額も少なくなるということがいえると思いますので、そういった意味での市民へのPRをこれからやっていきたいと考えております。

それと、減量化することによって、先ほども申しました最終処分場がございます。そちらのほうも既定の計画の年数よりも埋め立てるごみが減ることにより延命化が図られますので、そこでの設備投資の額も先延ばしができますし、そういった意味で、施設整備事業が莫大なお金がかかるものですから、そちらの歯止めをしていきたい。それと、効率的な処理体制をきちんと構築していきたいと考えております。

井出委員

はい、ありがとうございます。最終処分場については延命化がふさわしいと思うのですが、焼却施設についてはどうなのでしょう。あくまでも平成 30 年に新設という計画は変えない、変わらないということでしょうか。

山田環境部長

この新清掃工場は、今、南部清掃工場を 80 億円かけて改築しているのですが、その代替施設という位置づけです。その南部清掃工場が 23 年度からまたきちんと改修しまして、稼働をします。その期間が一応 10 年とか、なるべく延ばしていきたいと思っております。それによる

費用対効果を換算した上で、もうここで次の改修は考えずに、その代わりに第4清掃工場をつくっていきたくて思っております。今、南部清掃工場が 450 トンを処理している工場ですが、そちらの規模をもっと小さくできればと、そのための減量を市民の皆さん、我々とともにやっていって、その施設の省力化を図っていきたくて思っております。

井出委員

はい。市民として施設の省力化にも協力していきたくて思います。ごみの減量によっては、施設の休止を前倒しするとか、新設もあわせて前倒しをするという可能性も、コスト、費用対効果の兼ね合いであるのかなと思うのですが、その場合、市民全員としてごみの減量に取り組むときに、ただ減らすというよりも、ごみ減量により、これから休止予定の施設が、たとえば年度を早めて休止できるとか、あるいは休止の前倒しによってこれだけの費用が削減できるであるとか、そういった数字が見出せるのであれば、それを示していただくことで、減量への取り組みに市民としてやる気が出てくるのかなと思うのですね。100 グラムというキリの良い数字も良いですが、もう少し計算された、現実味のある、取り組みのファイトが沸くような目標数値を示していただくことで、市民のコスト意識も高まりますし、ごみ減量への取り組みにもやりがいが出てくるのかなと思いますので、そういったところもお願いしたいと思っております。

山田環境部長

分かりました。はい。

井出委員

それから二点目なのですが、ごみ処理のルールについて伺いたく思っております。現在は、分別品目も収集回数も処理区ごとに異なっていて、トン当たりの処理単価も地域によってかなり違いがあるわけですが、それを市は 24 年度までに統一するという計画でしたでしょうか。

山田環境部長

先ほど申しましたように、24 年度までに統一しまして、25 年度から実施するというところで考えております。

井出委員

統一によって、ごみ減量や再資源化の促進、市民の負担を軽減していくことを見込まれていると思いますが、具体的な目標値というか、具体的な効果として、今、数字に表れているものがあれば一番分かりやすいですけれども、どういった効果を期待されているのでしょうか。理想の収集処理体制になった場合に、はっきりいってどのくらいの経費節減になるのであるかということをお聞きしたいと思っております。

山田環境部長

先ほども申しましたように、ごみの減量は、20 から 21 年度にかけて4%減っているということで申しました。これが、その前は大体1%くらいの推移だったものですから、今回4%という数字が、ちょっとびっくりしている面もございまして、景気低迷といいますが、そういったことも多少あるのかも

知れないのですが、これをもう1年、今年度まで見極めさせていただいて、今後1人当たりの量なども見直しをして、将来的には、現実的に合ったような計画としていく。それによりまして、施設整備の面も、あるいは市民の皆さまにお示しするようなPR方法ですとか、効果ですとか、そういったことも充実した内容になっていくのではないかなとは思っております。

井出委員

はい、ありがとうございます。ルールの一貫の中で、やはりごみ処理というのは地域、生活にとっても密着していて、その地域、地域で集積場がつくられ、そこで集めていただいているということだと思うので、統一とはいえきめ細かな地域への対応もあるのかなと思ひまして、そこら辺、市民の利便性の向上と行政コストの抑制という両面を、うまくバランスを取りながら検討していただきたいと思ひます。それで、それをきちんと説明していただくということが、今でもしてくださっているとは思ひますが、ぜひ説明をお願いしたいと思ひます。

4月からレジ袋のごみ袋としての使用禁止という取り組みが始まりまして、これについて市民の方の中に色々な疑問が生まれたということがありました。これも、市民が82万人いれば、それぞれお考えも違うわけで、そうしたごみの行政についても考えも変わってくると思ひますが、でも、環境審議会で議論された結果、市が全体最適ということをおもひ、その制度を導入したということであると思ひますので、それをうまく市民の皆さんに説明いただければ、市民として理解いただけるものだと思ひしております。

同じように、ごみ行政に限りませんが、やはり色々な意見がある中で、市としてこのやり方を選択したということの中に、きちんとした理由があれば、適正なプロセスとしかるべき合理的な理由というものがあれば、それは市民として、私は市の決定には協力していきたいという気持ちを持つわけです。皆で協力するかしないかで、特にごみの問題というのは成功するか、しないかが大きく分かれるのかなと思ひます。集積場も乱れていたりすると、コストのどうのという以前に、何となく市としての魅力がそがれたような気持ちになって、悲しい気持ちになります。ルールが守られた、きちんと整った集積場を持った生活を望みますし、そのために市民としてもやりますし、市としてもごみ行政をやってくださっているわけですね。そういうところの考え方を市民全員で共有できるような、ぜひ分かりやすい説明、時宜を得た分かりやすい説明をつねに心がけていただければと思ひます。これはお願いです。以上です。

御室会長

はい、それでは、川上さん、ありますか。どうぞ。

川上委員

すみません、浜北区民の一人としては、ぜひともこれだけは言わせていただきたいと思ひますので発言をさせていただきます。指定ごみ袋の件ですけれど、合併して5年が経過しているわけですが、いまだに天竜区や浜北区においては印刷された指定袋の利用が継続されています。ひとつの浜松ということであれば、早急に他の区と同じように無地のごみ袋に統一すべきだと思ひますが、なぜ現時点において統一がなされていないのか。そして、無地のごみ袋を使うことには何か不具合があるのか。そして、先ほどの説明の中に、資料の中にもありましたけども、早い時期に統一するということが書かれていますが、具体的にいつから統一するつもりなのか、お聞かせいただけま

すでしょうか。

山田環境部長

はい、先ほど申しましたように、合併をして、ごみ袋については、それぞれの地区で指定ごみ袋として進めてきた経緯がございます。そういう中で、旧浜松につきましては無色あるいは透明、または半透明の 45 リットル以下というような指定袋です。そして、天竜それから浜北につきましては、文字入りの指定ごみ袋ということです。これにつきましては我々も、まずは可燃ごみについて、なるべく早い時期に統一していきたいという考え方があります。その中では、無色にするのか、それとも文字入りにするのか、それぞれメリット、デメリットを踏まえながら検討していきたいと考えております。

川上委員

とりあえず時間を置かなくても、すぐにでもやれそうなことで、まずは無地のものに統一すれば良いことだと思うのですね。せつかくでするので、ここで、自宅から持ってきた浜北区のごみ袋を、見たことがない方もいらっしゃると思いますので持ってきましたが、これ、印刷されていることによって無地に比べて1枚当たり5円ほど高くなっています。1世帯当たりになると、おそらく年間 500 円～600 円の負担増になっていることとなります。その金額だけ聞くと微々たるものかもしれませんが、浜北区だけ見てもおそらく3万世帯くらいありますので、トータルで1千数百万円負担を強いていることとなります。そのお金がどこにいつているかという、これ、輸入されていますので、輸入業者が儲けているだけなんです。その輸入業者というのは、浜松市内の業者ではないんです。一体誰が儲けてるんですか。これを使うことによって誰も得をしていない。なぜこんな話をさせてもらうかという、細かな話かも知れませんが、市が承知しているように、市民が不公平感を感じている。そして、それが行政への不信感へとつながっているわけですね。どんな些細なことがあっても、市民にとって有益になるように考えることが、行政に一番必要なことだと思いますし、それが行政への信頼につながっていくと思うのです。そして、今後、このごみの減量化や今後予定されているごみの有料化なり、そもそも行財政改革そのものが、やはり行政の信頼があってこそ初めて実行できることでありますので、こんな些細なことではあるのですけれど、まずこういった点をきちっと見直した上で取組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

御室会長

はい、それではですね、そろそろ、山本さん、ありますか。

山本佳英会長代行

すみません、一言だけ。制度の統一、統一といいますが、統一が目的ではないはずですよ。前に、勉強会のときに、今のごみ袋の話で、印刷するほうへ一緒にするような話もありまして、それは逆ではないかと思っておりますので、ぜひ何のためにやるんだ、誰のためにやるんだ、一番安い費用はどれなんだ、ということで考えていただきたいし、この広い浜松市全体をひとつのルールにすること自体もいかがなものかと思っております。収集頻度にしたって、人口の多いところは頻繁に行なう必要があるし、失礼ながら山の中だったら週1回だって十分なのかも知れませんが、その地域ごとに、それぞれに一番合理的なやり方というのがあると思いますので、ぜひ統一をすることを目的にせずに、したほうが良いものはするし、しなくていいものはそのまま放っておくというのも必要だと思います。

ぜひ、そういうことで検討していただきたいと思います。それと、やれることはすぐやりましょう。

御室会長

はい、色々議論が出ましたが、ほぼ出尽くしたのではないかと思いますので、時間も押しておりますので、ごみ処理事業について、私のほうから簡単に取りまとめを、議論の総まとめをしたいと思っております。

まず、前回の審議会で、先ほど環境部長のほうからも出ましたが、1世帯当たり45リットル入りごみ袋をひと月に1袋でも、1袋減らすと年間4億円近くの節約ができるという発言をさせていただきました。しかし、その後、行革審の勉強会で現実にはどうもそんな簡単な話ではなく、ごみ処理費用がごみ袋の数に比例しないということは当然のこととして、ごみの量をどれだけ減らせば処理費用がいくら減るのかというのが、よく分からないということでありまして、ましてこの先、投資額をいくら減らすのか、減らせるのかについて、数字が明確になっていないということ、これが分かったということです。ここでいえることは、将来的に必要となる焼却施設、あるいは最終処分場への投資は100億円を超える額だということですが、今後、ごみが減っていけば、その投資コストを抑えることができそうだということがあります。

ただ、こうした行革審の議論として、あるいは議題として取り上げたわけですので、市の皆さんには、我々市民がごみ減量に協力して日々の生活の中で少しずつの積み重ねを継続することで、どのくらい行財政改革や、あるいは環境への効果が生じるのか、かなり難しいことかも知れませんが、ぜひ明確な数値で示す方法を考えていただければと思っております。ごみを燃やすお金が将来の社会、あるいは自らの、我々の子や孫のためのお金に代わっていくんだという理解ができれば、市民の協力もより得やすくなるのではないかと思います。ぜひ、数字や金額を具体的に示していただければ、市民の納得性も高まるのではないかと思います。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上をまとめとしまして、ごみ処理事業の議論を終わらせていただきたいと思います。

4 閉 会

御室会長

それでは、時間もまいりました。本日の議題は全て終了しました。本日は、皆さまのご協力によりまして、実りある審議ができたものと思います。

以上をもちまして、第5回の審議会を閉会とさせていただきます。それでは、どうもありがとうございました。

以上により12:05閉会

議事録署名人